

第3回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年3月10日（金）9：00～12：00

場所：総理官邸4階大会議室

出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、櫻谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一朗、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔農林水産省〕

佐藤一雄官房文書課長、小西孝蔵官房統計部長、齋藤昭官房情報課長、皆川芳嗣総合食料局食糧部長、水田正和消費・安全局表示・規格課長、梶谷辰哉林野庁国有林野部長、福田隆政林野庁国有林野部経営企画課長

主な議題

農林水産省からのヒアリング（農林統計関係）

農林水産省からのヒアリング（食糧管理関係）

農林水産省からのヒアリング（森林管理関係）

【議事要録】

座長 それでは、ただいまから「行政減量・効率化有識者会議」の第3回会合を開催いたします。

本日は、大変御多用中御参集いただきまして、ありがとうございました。本日の会議は、何しろ長い時間となりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は小幡委員は御欠席です。

早速議事に入りたいと思います。

（報道関係者退室）

座長 本日から3回に分けて1月6日に検討要請が行われた8事項について、関係省からヒアリングを行います。

第1回目の本日は、農林統計関係、食糧管理関係、森林管理関係について、いず

れも農林水産省からヒアリングを行います。

まず農林統計関係について、定員の純減方策の検討結果を農林水産省から御説明いただき、その後、質疑応答を行います。全体としては、1時間以内に終了したいと思っておりますので、申し訳ありませんが、説明は10分以内を厳守していただきたいということをお願いいたします。御説明の際には、見直しの結果、どのような根拠に基づいて最低何人の定員が必要なのか。現状から見て何人の削減が可能なのかについてのポイントの説明をお願いいたします。その他の業務の概要や、事業の重要性に関する説明はなされるとしても、できるだけ簡潔していただきたいと思っております。

それでは、お願いをいたします。

農林水産省 検討要請がございました3項目に先立ちまして、概要を御説明したいと思います。座ったまま説明させていただきます。

資料1の1ページをお開けいただきたいと思っております。「総人件費改革に係る重点的課題に関する農林水産省の対応について」ということでございます。

1ページの1にございますように、我が省におきましては、昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」に基づきまして、自給率の向上に向けた施策の充実を重点に置きまして、今、種々で改革を進めております。

具体的なものとしまして「これまで」と書いてございますが、約290万戸ございます全農家を対象に支払われてきた品目ごとの価格対策を見直しまして、いわゆる認定農業者という大規模な経営を目指す担い手農家の経営全体に着目した品目横断的な新しい経営安定化対策の導入を図るといったようなこと。

あるいは2つ目のポツに書いてございますが「食の安全と消費者の信頼の確保」。

そして、また昨今マスコミなどに出ておりますが輸出促進といったようなことで、攻めの農政への転換ということで、今、工程管理を行いながら改革を推進しているところでございます。

また、国有林野事業につきましても、改革二法に基づきまして、木材生産重視からいわゆる公益的機能の重視といったように施策を転換しておりまして、そうした施策の転換と併せまして、2にございますように組織、定員の見直しについても合理化を図ってきているところでございます。

2ページ以降でございますが、現在そうした中で農林統計につきましても、先ほど座長の方からお話ございましたように、当方では17年度末の定員、約4,100人ございますが、21年度までには約3,200人ということで、22%のカットを予定しておるところでございます。

また、食糧管理につきましても、17年度末定員約3,300人を、24年度までに約2,000人ということで、約39%、4割近くの縮減を図ろうとしておるところでございます。

国有林野関係につきましても、ここに書いてあるとおりでございます。現在そ

うした改革努力を進めているところでございます。

2ページの3でございますが、今回こうした既存の計画があるわけでございますが、先ほど申し上げました担い手への施策の集中、あるいは新たな経営安定対策の導入などの農政改革に対応した組織の見直しを行うということで、これまでの合理化計画に加えて、可能な限りの効率化・合理化に向けて、今、業務内容を更に精査しておるところでございます。

2ページの(3)でございますが、こうした中で是非ともお願いしたいことは、当方では業務内容を見直す中で、人員の余剰が生じるといったようなことを考えるわけでございますが、他府省への配置転換というものが必要となるわけでございますが、これにつきまして、どうか政府全体としての円滑なる配置転換の対策が明示されるよう、お願いしたいと考えているところでございます。

今、私が申し上げましたことは5ページでございます。各項目ごとに「報告の骨子」ということで掲げさせていただいております。

「農林統計」につきましては、17年度～21年度にかけて、約900人の削減を行うということで、それに加えてさらなる業務の合理化、あるいは要員の合理化に向けて、今、精査しておるところでございます。

「食糧管理」につきましても、下に数字がございますように、置き換えますと、現行計画では22年度までに900人の削減になるということで、この計画に加えて、さらなる業務と要員の合理化に向けて、今、精査しておるところでございます。

「森林管理」につきましては、国有林野事業のうち、森林の整備や木材の販売等の定型的な業務について非公務員型独立行政法人に移行するというのを、今、検討しているところでございます。

ただ、留意事項といたしまして、先ほど申し上げましたような配置転換につきまして、是非とも実効ある対策が必要ということで、その実現方をよろしくお願いしたいと思っております。

以上、概括を申し上げます。次に統計につきまして御説明させていただきます。

農林水産省 お手元の資料2の6ページをお開きいただきたいと思います。カラー刷りのページでございます。

そもそも農林水産統計につきましては、他の政府統計同様に、国民のニーズに応える公共財としての性格を持っておりますけれども、特に農林水産統計の特徴の1つは、農林水産政策と直結している点でございます。すなわち資料の1にありますように、農林水産統計は「食料・農業・農村基本計画」における自給率などの政策目標の設定、経営所得安定対策や価格安定対策の実施に伴う財政支出、また天災融資法発動等の法令の執行に直結するものでございます。農業の構造改革、食料の安定供給、また安全・安心な食品の消費者への提供など、農林水産政策の基礎になっ

てございます。

また、農林水産統計は、経営統計調査のように職員が農家から経営収支状況等について聞き取りを行うなど、プライバシーや財産等に深く関わる調査や、また米の収穫量調査のように対面調査だけではなくて、ほ場での調査をベースに客観性、正確性が求められる調査を行うなど、他の統計には見られない特徴も持っております。このため全国的に高い精度で迅速に統計データを収集分析し政策部局に提供するため、他省庁の統計が県、市町村という地方公共団体を通じて行っているのとは異なり、国が直接調査を実施し、全国に職員を配置しているものでございます。

次に、資料の左下の「2.農林水産統計の改革の経緯」についてでございますが、農林水産統計は、これまで数次の行政改革によって一貫して合理化を進めてまいりました。その結果、戦後間もなくピーク時に2万人弱いた職員は、平成16年度末には約4,300人まで減少してきております。

更に資料の右上にありますように、平成16年には農林水産統計をゼロベースから見直しまして、主に生産統計や流通消費統計の分野でアウトソーシングを図ることによりまして、それまでの職員調査から調査員調査、また郵送・オンライン調査の大幅な導入に踏み切ることいたしました。この結果、32本中5本の調査を廃止するとともに、職員調査を19本から6本へと大幅に削減することといたしております。

これに伴いまして、職員の大幅な合理化が可能になりまして、先ほどお話がありましたように、平成21年までの間に定員の約25%の削減となる、約1,100人の縮減に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、今回の公務員総人件費改革の中で業務の見直しが強く求められているという状況の下で、私どもも現在農林水産省で推進しております農政改革を踏まえまして、我々の農林水産統計といたしましても、さらなる改革を進めることといたしております。すなわち資料の右下の3にございますように、農林水産統計の大きな柱の1つであります経営統計につきまして、品目横断的経営安定対策の導入等に伴いまして、業務内容を精査し、担い手に重点を置いた標本数の見直しを行うとともに、簿記記帳が実施できる調査客体については、郵送調査化を進めることといたしております。

更に「林業経営統計調査、漁業経営調査」についても、すべて郵送調査化することといたしております。

冒頭申し上げましたように、経営調査や収穫量調査につきましては、調査結果が国の財政支出等に直接影響するという一方で、高い精度が求められております。また、個人のプライバシーや財産等に深く関わるために、公務員であるということに対して信頼感がないと正確な把握が困難であって、また調査の協力も確保できないという面がございます。更に必要な専門的知識を持つことも不可欠でございます。

そういったことから、最小限職員調査として実施せざるを得ない面があると考え

ておりますが、農林水産統計の大部分は調査員調査や郵送調査に移行することとしたいと考えております。

以上のさらなる改革によって、実際の調査に加えまして、その企画とりまとめ業務や総務管理部門の業務内容見直し、要員の縮減に向けて現在さらなる精査をしているところでありますので、御理解願いたいと思います。

なお、農林水産統計においても、以上のような定員縮減を実現するためには、受皿が不可欠でございます。政府全体としての実効性のある配置転換円滑化対策が必要だと考えております。

また、農林水産統計は統計の専門スキルを生かすという観点から、現在統計制度改革検討委員会などで検討が行われておりますサービス統計についての体制が整備されれば、その有力な受皿にもなり得ると考えております。

農林水産省 続けて、情報部門を説明させていただきます。資料2「農林統計関係について」の15ページでございます。

情報部門は、現在876名在籍しております。歴史的には表にございますけれども、13年のBSE、当時の武部大臣のときに行政上の対応が十分でない、国民とのコミュニケーションが不十分だということで抜本的に見直すということで、当時武部大臣が食と農の再生プランというものをつくられましたが、その裏腹に情報タスクフォースというものをつくられて、当時の統計情報部というのがございましたけれども、これから分離独立ということで、農林統計部門とは別組織の新規の戦略部門として15年に再編されています。したがって、これは新設されまして、現在2年目ということでございます。

情報部門は現在876名、1県当たり10数名が在籍しているわけでございますけれども、情報部門についても農林統計とは別の取組として、情報関係の業務あるいは要員の合理化・縮減に向けて、現在精査しているところであり、その方向で努力するという基本スタンスでございます。

「2. これまでの情報業務の取組」というものがございます。これはまさに先ほど文書課長が言っておりましたが、現在農政改革の大転換中ということでございます。その中で農林水産省は従来のハードを中心とした公共インフラばかりでなく、言わばソフトの公共インフラ、情報の最適・的確な提供ということが、今からの行政上非常に大事だという新しい観点に対しまして、言わば新しいモデルとして、農林水産省としてこういう組織を立ち上げ、2の青のところを書いてございますように、政策の過程における意見聴取であるとか、地域の意向の把握であるとか、あるいは地域関係のコーディネーション、いろいろなことをこれまでやってきたと。そういうことで特に国民との円滑なコミュニケーションであるとか、農政を推進するに当たって地域段階における関係者のコーディネーションであるとか、そういう情報提供を行ってきたということでございます。言わば農政推進の裏腹にあります情

報提供を行ってきたということでございます。

ただ、これまでも行革当局から通常の情報提供ばかりではなくて、より戦略的というような御指摘も受けておりますので、来年度からセンターと農政事務所が統合するに当たり、これまでの情報部局を再編いたしまして、農政推進課ということで再編成、統合するということでございます。したがって、今後更に情報部門では、農政改革の戦略部門として位置づけていこうということでございます。

現在、情報部門は農政の中核部隊であり、比較的若い人が多くて、積極的活用が必要だということ。設立の経緯から、農林統計とは別途の取組として行っているということもありまして、情報関係の業務の要員の合理化・縮減につきましては、精査をしているということございまして、御指摘にございますような情報部門を見直すことについては、積極的な対応をしているということを考えております。

座長 それでは、御説明をいただきましたので、それにつきまして委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 最初に座長から提起がございました定員の具体的な削減数ということについては、お話を伺えなかったんですけれども、我々との議論の共通の前提として確認をさせていただきたいことがあるんですけれども、冒頭農政は大きく大転換をするんだと。その下で当然業務を思い切って見直すんだということは、まず共通の認識として持っていていかどうかということです。つまり業務を大きく見直すということはよろしいわけですね。

農林水産省 はい。BSEや何かを契機といたしまして、あるいは経営安定対策もできまして、今、業務を着実に変えつつあるということで、また必要なものはどんどん変えていくという姿勢でございます。

委員 2番目に冒頭、資料の2ページで配置転換円滑化対策が明示されていないということを言われたんですけれども、我々が議論をする業務の見直しという話と、配置転換の話とは全く別で、受け入れ先が幾らでもあるんだったら、みんななくしてもいいのかということをごここでおっしゃっているのでしょうか。どういうことですか。

農林水産省 それにつきましては、資料1の5ページをお開けいただきたいのですが、先ほど説明を省略したのですが、実は私どもの省は従来10万人おったものが、今は3万も割ろうとして、2万9,000人台になるわけなんですけど、実は「留意事項」の一番上の にございますように、既に平成12年から今年にかけて、配置転換というものを行っております。

資料1の5ページにございますように、7年間あったわけですが、258人が我が省から他省の方へ配転ということで行ったわけですが、これはまだ見込みですが、今年は74人程度しか、なかなか配転ができないと。実はその裏側には。

委員 お聞きしたいのは配転が幾らでもあれば、全員削減していいかということ

です。

農林水産省 そうではなくて円滑に配転がいかないと、我が方で数字を出したとしても。

委員 だから、円滑な配転があれば幾らでも削減は可能だということですか。何か言い訳をいろいろされているのでね。

農林水産省 言い訳というのではなくて、実態的にそういういろんな障害があるので、そこを是非とも考慮していただきたいということで、このように記載させていただいております。

委員 また確認事項ですけれども、サービス統計の話が出てきたのですけれども、我々の議論というのは、新たに業務をつくり出すことではなしに、やはり農林統計そのものについての業務の在り方の見直し、より効率的な執行方法がないのかどうかという観点の議論なので、これは我々の議論の俎上にはのらない話なんです。

したがって、5年5%以上ということの、我々、我々と申しますのは皆さん方も含めてですけれども、そういう使命が与えられたわけですので、新規業務の話は議論から外していただきたい。

つまり申し上げたい点は、これまで行ってきた農林統計の業務について、ゼロから考えて、より効率的な方法がないのかどうか。あるのであれば、それを徹底的に追求することが国民の納税者のためになるんだというところから議論したい。だから、いろいろな言い訳は余り聞きたくないということが、申し上げたいことの第1なんです。

統計は確かにこれまでに比べたら減ってきたわけですが、それは余り意味がないことであって、新しい農政の観点から考えてどうか。品目横断的なものから次世代担い手中心の農家を育成するという観点に、縦割りから品目横断的なものに変わるということになったら、当然統計の在り方も変わるので、先ほど言われた農家のプライバシーだとかいろいろあるので、1軒1軒訪問することは大事だということではないだろうと。

だから、その前提に立った場合に、これまでは今日のお話にもあった実査が中心だという話ですけれども、ほかの統計でここまでやっていないのです。だから、まずほかの統計における効率化努力ということ、どのように参考にして効率化を図ろうとされているのか。今日の話では現状ですけれども、ほかの統計に照らして検討してきていただけたものと思うんですけれども、その点はいかがですか。

農林水産省 まず私どもの見直しにつきましては、先ほど御説明しましたように、16年の見直しでも極力調査員化、郵送・オンライン化等のアウトソーシングを図ってきております。現在それも進めております。

更にそれに加えて、経営調査についても今回の農政改革、担い手に重点化していきますので、それに応じた改革ができないかということで、今この見直しを進めて

いるところですが、そういう中で、先ほど品目別も要らないのではないかという御指摘ですけれども…。

委員 統計が要らないと言っているのではないのです。調査のやり方を改められないかということです。

農林水産省 調査のやり方を改めるということですが、これについては品目横断対策についても、それぞれの品目ごとに、例えば生産費を算定して、これが海外の輸入価格と国内の生産コストの差に該当する部分を、経営安定対策の交付金単価に使用することになっています。その基礎になるわけです。

ですから、これはそれぞれの畑作物の麦とか大豆とか、てん菜について、あるいはサトウキビでも似たような対策を講じることになっていますので、やはり品目ごとの生産費が引き続き必要になるんです。それについて今の日本の農家の現状は、御案内のように記帳もまだまだ進んでいないというようなことで、どうしても農家の協力を得ながら集計するためには、職員が農家との面接でそれを聞き取って、個々の経費を出し、生産費を出していく必要があります。

そういう課題が残っているわけで、私どもはそういう観点から経営調査と収穫調査については最小限職員調査の関与するところがあります。しかし、それ以外でアウトソーシングできるところは極力改革をしていくと。そういう姿勢で臨んでおります。その点がほかの統計とは同じではないかという御指摘もありますが。私どもはそういう農林水産…

委員 だから、聞きたいのは、みんなそうやって違うと言うんだけれども、ほかの統計は、常勤の公務員を使っただけの調査はしていないんです。

農林水産省 それは先ほど申し上げましたように、農林水産統計というのはやはり直接財政支出を伴う、特に農家に対する交付金とか、更に食料の安定供給です。不作のときに備蓄を放出する発動基準になると。そういった一定の役割を持っているものですから、そこが。

委員 御説明いただいた6ページで、職員調査がまだ6本あると、調査員調査が12本という御説明があったわけです。

では、国勢調査はどうしているんだと。あれも物すごくプライバシーに関わるわけですね。あれは農政みたいに、補助金を払うために調査しているわけではないです。だけれども、それとの比較で見てどうだとか、あるいは消費者物価もあれだけ運営主体の大騒ぎをして、量的緩和が解除されたわけですけれども、だから、そういうものとの比較において、どこが本質的に違うのかということです。はっきり言えば、補助金を支出するために必要なんですということなんですか。ますます国民は怒ってしまいます。

農林水産省 違います。国勢調査との違いは、国勢調査は地方公共団体、県の職員が約2,000数百人を使っております。

委員 だけれども、フルタイムではないですね。普段はそういうことやっていませんね。

農林水産省 県はかなりフルタイムです。市町村は兼任が多いです。しかし、それだけの統計職員を使ってやっているという面があります。

やはり何ととっても、今、財政支出と申しあげましたように、1つは農政改革を進めていくという前向きな施策であるということ。

それから食料の安定供給という、これは農家のためだけではないんです。消費者も含めた日本全体の食料の安定供給といったことを、きちっと責任を持って果たしていくために、統計というのはどうしてもベースになりますから、これを客観的に信頼の足るものとして提供していくという責務を負っておりますので、その辺が他の統計とは違う点だと思います。

委員 だから、それをアウトソーシングしたら、何がおかしくなるんですか。民間人が信用できないというんですか。

農林水産省 その点については、先ほどから申し上げていましたように、1つは農家の協力を得るために、農家の収支に携わるといった面があって、これが公務員であれば信頼して調査に協力できると。これは私も実際に立ち会いましたけれども、やはり公務員だから信頼して自分の懐を全部明示します、開示しますということをおっしゃる方がほとんどです。調査協力を拒む方もいらっしゃいます。最近は相当出ております。しかし、そこは何とか公務員の職員ということで信頼を得て、そして調査に協力をいただいているという実態にあるということでございます。

委員 先ほどの統計調査、実査の問題ですけれども、実は御案内のように昨年国勢調査がございました。例えば昨年4月から立ち上げて、そして10月に調査を迎えるわけですけれども、実際に最初は職員1人で、そして途中から職員体制を2名増やして3人して、いわゆる統計の調査をやっていただく方は住民の皆さん方からサンプリングをさせていただいて、230名で短期間の間にやっていける。

先ほどの早いスピードで、しかも攻めの行政に使うのだったらばということは、国勢調査も同じような観点なのです。そうするとそれは私どもは迅速にやって、それを上げていく。また、例えば農家の所得のことをおっしゃいましたけれども、私どもは国勢調査でも家計の所得のことも当然聞いているわけです。いわゆる個人のプライバシーということに関しても当然きちっと聞いた上で、確かに拒否される方もいらっしゃるかもしれませんが、それをちゃんと上げていく。そして、それは恐らく県あるいは国に迅速に上がって行って、例えば速報値というような、いろんな形でそれが生かされていくと思います。

そして、また普段私どもは常任統計調査員という、いわゆる非公務員の人たちが25人いらっしゃいます。例えば農業センサスがある、あるいは商業の統計調査がある、いろいろな統計調査のときに、その方たちが事前にレクチャーを受けて、そし

て現場に出て行くということで、長く携わっていただいているという、ある面ではそういう統計のプロ的な方が現場にはたくさんいらっしゃるわけです。そういう方の活用をすれば、私は地域の顔が見える。そういうことをやっていけば、もっと的確な調査が可能になってくるのではないかと私は思います。ですから、できるだけそういうふうにして、現場の近いところでやっていただくことの方が大事ではないかなと思います。

農林水産省 私どもも段階的に調査員を導入して、今おっしゃったように国勢調査、センサスと同様に、今、調査員を相当大幅に導入しております。ただ、先ほど申し上げましたように、どうしても農家の記帳という面は欧米と比べても非常に遅れているという点がありまして、これを上げていくことが課題で、一方ではその指導をしておるんですが、その辺の協力を得るために、現在のところどうしてもそういう職員調査ということでやらざるを得ない面があるということでございます。

座長 思い切って変えてみたらどうですか。

農林水産省 現状では、なかなか困難だということです。

座長 現状では困難だと言わないで、試しに変えてみたらどうですか。ダメだったら、また元へ戻せばいいではないですか。

農林水産省 我々は現段階でベストだという点を。

座長 現状でベストというのも、よくわからないですけどもね。日本語としてもわからないです。

農林水産省 ただ、改革するところは改革しているということでございます。

委員 一生懸命農林水産省がやった結果、世界に冠たる日本農業が実現しているならば何をやってもいいと思います。だけれども、でき上がりを見ると、ほとんど世界でも最も低い食糧自給率であり、輸入促進をしているんだから世界に貢献はしているんですが、競争力のない農業の下で、その統計だけは世界一精密であるというところに、何の意味があるのか。私は何の意味もないと思います。ですから、逆に言えば、統計が精密で面倒見が良すぎたがゆえに、これだけひどいことになってしまったというのは、むしろそっちの方が正しいのではないかと思います。

だから、何でも一生懸命仕事をすれば、結果がいいかというところではないわけですし、ですから、この際農林水産省が一生懸命食料をつくっているわけでも何もなく、農民がつくっているわけですから、余計なことをしないというのが私は基本ではないかと思います。

例えば職員調査というのは、今19本あるんですね。それが6本になるというのは、13本はやらなくてもいいということは、自分から言っているわけです。その一個一個を今言っていたかなくてよいですけども、残りの6本というのも明らかにこの時点からもう一回何かをやれといったらゼロになるんです。だったら、今もうこれはゼロにした方がいいのではないですか。

農林水産省 まず最初の統計が綿密で面倒見が良すぎたから、農業に影響があったということでございますけれども、農業自身については、やはり全体の経済情勢の変化等で変わってきていると。それに戦後農政を変えてきて、それに合ったような政策に今、変えようとしている。統計というのも戦後の食料難時代は大変大きな一定の役割を果たしたわけですが、それで今の農政に合わせて私どもも改革をしてきていると。そういう統計ありきが先ではなくて農業ありき、そして農政が変わってきたことによって統計もまた変わってきているという性格であることを、ちょっと釈迦に説法みたいなことで恐縮ですが、お話しさせていただきたいと思います。

先ほどの職員調査が6本ございます。これを更に今回は減らしたいということで、今、堅持せざるを得ないというところが、経営調査と収穫調査の一部ということでございます。もうこれは繰り返しになりますので、あえて申しませんけれども、私どもとしてどうしてもこれは精度を維持し、そしてこれについての中立性、客観性を担保する。そして精度の高い政策実現に向けて、その精度を守るという点で必要だと考えておりますので、その点は御理解をいただければと思います。

委員 2つということですか。

農林水産省 基本的に経営調査と収穫調査の2つに絞って、残りの4本は調査員化あるいは郵送調査化にしていくということです。

委員 何か聞いていると、わからないんです。何をおっしゃりたいのかよくわからない。新しい政策に転換するというのは、非常にいいことだと思うんですが、それがどういう業務内容になって、どういう組織でやって、それにどういう定員が張りつくんだと。それを出していただかないと議論のしようがないんです。水掛け論になって何にもならない。だから、具体的にまず出していただきたい。

例えば今の農家に対して、帳簿をちゃんとつけていないので国家公務員が行って細かく聞かなければいけないというようなこともおっしゃっているんですけど、それは本当に過剰サービスだと思う。帳簿の問題は単に統計の問題だけではなくて税務の問題もあって、要するに帳簿をろくにつくらなくていいという仕組みになっているわけです。そこから私は改めなければいけないと思うんですが、いつまでもそういう帳簿もつけられないようなところ、つけないのか、つけられないのかわかりませんが、そこに対してつけられるような仕組みをまずつくってあげないと話にならないし、強い農業をつくるというところで、帳簿もつけられないところに、果たして強い農業がいつまでもやっけていけるんですか。私はそこがまずおかしいと思います。

農林水産省 その点については、まさしくこれから担い手を育成していくことが最大の課題でございます。したがって、もちろん記帳をし、そして経営分析できる担い手を育てていくと。今回の経営安定対策もその大きな第1ステップです。

ですから、それに応じて私どもも経営政策の一環として記帳を促進し、そして農

家の経営分析が自らできるように、今いろんな施策を講じているところです。ですから、それが実現できるところから統計も職員が手を引いて、調査員調査なり郵送調査ができると。そういった過程にありますので、我々は今そういう方向で懸命に努力しているという状況でございます。

委員 それはよくわかるんですが、ちゃんと目標があって5年間でどうやるというならいいです。やっていますというだけでは、具体的にいつまでにどうなるかさっぱりわからないんです。決められた以上は、目標を持って5年間で転換するんだと。だったら、5年間でそういう人たちは要らなくなるわけです。ほかのことをおやりになるのかもわかりませんが、そういう具体的なものを出していただきたいわけです。空を飛んでいるような議論だけでは、我々は議論のしようがないんです。何がやりたいのか、総論は何となくわかるんです。やっていらっしゃることは多分そうだと思います。間違っているとは思いませんが、具体的に人をできるだけ削減してほかに回そうと。重要なところに資源の再配分をしようという話ですから、そこをおっしゃっていただかないと、どうにも議論にならないんです。

農林水産省 我々はそういうことを目標として今やっております。ただ、何年先に何%まで引き上げるというところは、相手が農家なものですから具体的な数値目標というのは、現状としてはなかなか難しいということです。

委員 目標を持たないと、相手が農家だからできないとかというのは、ほかの省庁もみんな相手のある話です。

座長 何となくやっているということになってしまいますね。

委員 目標も持たないでやっているというのは、おかしいと思います。

委員 今まさに農林水産省は、相手が農家だからと農家をはなからずとばかりしてかかっているようにしか思えない。だから、向こうも立派にならない、こっちにはこっちの仕事がある。そのことはいいんですけれども、そこは改めないといけないし、そのためには統計の人と、たった2項目のために3,000人は要らないのではないですか。

あと情報部門ですけれども、新設したということですね。当時の大臣が突然言い出したからという事情はわかるんですが、とは言うものの、渡りに船でこっちからこっちへ回してつくったという感じがすごくするんですが、確かに情報は大切だと思いますが、この情報部門という件に関して、本省の人は何をしているんですか。

農林水産省 本省の情報ですか。

委員 もちろん、本省の人がやるべき情報ですね。

農林水産省 本省の情報部門は、3つぐらい大きくありまして、1つは農業白書がありますけれども、そういう部門がございます。

2点目は広報です。ホームページをはじめ農林水産省のA F Fという広報雑誌などを提供するという役割がございます。

あと1点は、今の個人情報の保護です。農林関係の対応、各業界の対応とか各省庁間の対応。

あとは農林全体の情報化、いわゆる都市と農村のデジタルディバイドの解消とか、そういう予算措置への対応、トレーサビリティシステム、食の安全確保のシステム対応、そういうハード面。

それに今、最適化ということで20世紀のレガシーな情報システムについては、すべてメインフレームで分散型システムであります。その最適化の対応をやらせていただいております。

委員 それだけやっていたら十分ではないですか。こっちは要らないのではないですか。

農林水産省 ここは今876名全国にいます。都道府県でいえば、1都道府県は十数名おります。

私も武部大臣のときに、食と農の再生プランの窓口の参事官として、特に経済財政諮問会議の窓口でもございましたけれども、そのときに一緒にやりましたけれども、武部大臣が言ったからではなくて、食と農のコミュニケーションが非常に不足しているということで、1つの先行モデルといいますか、各省庁に先んじて情報インフラ、しっかりとした公正な情報を提供するという役割を果たそうということで作られたものなんです。例えば、滋賀県などを回りましたが、十数名がフルで活躍している。なぜかといえば、都道府県との対応もありますけれども、地元の農協であるとか、消費者団体であるとか、各学校であるとかへ全部回って対応しています。特に、今の農政の大転換の中で経営安定対策という、今までの価格制度をWTOの関係で転換することについて情報提供を行っています。

座長 わかりました。ちょっと説明が長いんです。

農林水産省 訂正といいますか、補足です。

職員調査がなくなれば、職員が丸々要らなくなるということではなくて、我々は調査員調査に移行しても、その調査員の確保、調査票の集計、チェックといった業務が残ると。その点だけちょっと申し上げさせていただきます。

座長 これは何名が残るかもしれませんね。

委員 それを明示してもらいたいわけです。

委員 さっきの話の念を押そうと思ったんですが、今まで出ているように、変えていこうというお話はわかりました。やりつつあると。だけれども、どうして数字が出てこないんですかと、それを言いたいわけです。これは最初に出たように、配置転換の案が出てこなければ数字を出さないつもりなんですということなんです。何かいろいろ言っているけれども、数字が出てこない理由がわからない。どういうわけですか。

委員 同じ観点から、全く同じなんです。2点だけ申し上げます。

先ほど農林水産統計のところ、8,000人から4,000人まで減らしてきましたということはすばらしいことだと思うんですけども、表現が悪いかもしれないんですが、要するに200kgの体重の人が150kgに体重を落としました。50kg落としたから満足ですねということの説明しているにすぎない。

我々が求めているのは、今、農林統計として必要な業務に対して、本当に必要な最適の人員は何人なんですかということです。つまり今の表現でいうと、150kgの体重というのは、その人にとって最適ですかということ判断する。つまり満足するのではなくて、最適化の数字を我々は教えていただきたいんです。

ですから、逆にいうと、これだけ減らしてきたんだから、150kgだったら100kgにすればいいですねということに対して説明がつかなくなってしまうんです。だから、我々はまさに言われたように、数字が出ていないということは何の説明にもなっていない。もっと減らせますねということで、議論にならないんです。だから、最適な人数というのは何ですかというのが、今の行政に求められている議論である。そのことに答えていただきたいのが1つなんです。

2つ目なんですけど、これから改革をしていくけれども期間を定めない。目標を定めない。これはちょっときつい言い方かもしれませんが、それは場合によってはやらないということの意味するんです。道路公団の高速道路でも、いつまでやるかという期間は定めていないです。

つまり目標があって、期間があって、初めて自分たちが意図しているものと現実がどれだけずれているかというのがわかるわけです。目標とか期間を定めなくて、そのずれはどうやって認識されているんですか。その説明がきちっとできるのであればわかります。しかし、数値もなく、期間もなく、自分たちが相手がいるからというのであれば、相手次第になってしまうんですか。

最後それに附属して1,100人削減しますというのは、これは今までに決まっていたものだと思います。だから、これから更にどういうふうにするのかというのをきちっと説明していただきたい。

全体でいうと2点です。

農林水産省 まず目標がないではないかと。私どもは今回5年間の期間にどこまでやるんだということを、期間を決めて目標を持って取り組んでいると。

委員 そうではなくて、先ほどのお話です。

農林水産省 ちょっと記帳の話だけをとってみましたから、今、具体的な目標はないということでした。全体の調査について、やはり5年間で何ができるかというのを、私どもは念頭に置いて、今、改革を進めています。

委員 さっきの相手方がいるからというお話は、何なんですか。

委員 あれは自給率とかああいうものですね。政策の話なんですね。

我々が議論をしているのは、法律まで変えて統計をやめてしまえということでは

ないんです。今の統計をもっと効率的にとれますねと。先ほど委員がおっしゃったように、国勢調査だったら物すごく効率的にやっているではないかと。それをなぜやらないかと。そういうことはやはり我々よりも農林水産省のお役人さんの方がよくわかっているはずなので、それを期待して今日来ていただいたんです。それが1つです。

やはり伺っていると、さっきも公務員がやらないと信頼性と安定性が担保できないかのようなことを言われているんですけども、それはそういう面もあるかもしれない。だけれども、それを言い出したら日本中は全部公務員になってしまうわけです。それはあり得ない話なんです。だから、それは説得力がないんです。信頼性と安定性を確保しながら、どうやってより効率的に国民に負担をかけない形でできるんですかということが問われている、農林水産省の幹部の方に宿題なんです。それを解いてここへ来てほしかったです。

だから、向こうの計画も、これまで200人まで削りますというのにはわかったんですけども、その業務を更に効率的にやるのが、今、国民から要請されているんですと。信頼性とか安定性と公務員とを結び付けて説明するのは、公務員がアルバイトではなしにフルタイムで24時間、365日やる仕事かどうかということを検討してくれということなんです。だから、今やっている政策はおかしいからやめてくれという話ではないんです。一番大事なことなんです。同じ業務をより効率的にやるために、知恵を出してくださいということです。

委員 だから、今までの議論でいうと、より効率的かどうかということをはかるものがきちっとないではないですか。先ほど委員が言われたように、最適化をしているという人数のところの説明がない。これだったら、どんどん減らしていけるのではないですかと言われてしまうと思います。

農林水産省 今回数字が出ていないので、そういう印象をお持ちになったんだろうと思いますけれども、私どもはやはり今回の5年間に何ができるかということで、今、改革の中身を精査しているということです。数字を出さないということではなくて、今、精査中ということでございますので、今日のところは御理解いただければと思います。

委員 そうすると、後で出すということですか。

農林水産省 数字は出します。

委員 私は1点だけ簡単に申し上げます。

今の数字がないというようなお話ですが、要はほかの委員も言われた一つの具体的な改善目標値として、国の職員による実地調査、例えば実査で今2,250名おられるわけですが、これをもう廃止すると。廃止したときに、どういうふうに民間に移譲するかというようなことを考えていただきたい。

委員 最初のヒアリングなので、私は第1回のこの有識者会議で中馬大臣がとに

かく行革推進法の純減の一番大きな目的は、一番生産性の低い公務員のところを生産性を高くしてやってもらいたいと。これは人減らしとか何とかなの問題ではなくて、国を豊かにするんだと。座長もエキサイティングに、しかもこれは暗いイメージではなくて、本当にいいねというような感じでやろうということでおっしゃっていました。

私は第1回目の会合を思い出しまして、今、聞いていますと、これでは後ろ向きのような議論が多くて悪い。滅私奉公という言葉がありますね。これからの時代は活私奉公、つまり民が生き生きし、国民が生き生きし、活力を持って公が豊かになると。公が本当に生産性を高めて豊かになると。言葉はあれですけども、活私奉公というような形で、この行革推進というのをやるべきです。

私は法案を読んでみました。基本理念のところは、まさにそうだと思います。農林統計については、法案の46条の中で明確にこれを言われているわけです。これはもう閣議決定されています。前置きはともかくなんですけども、そういう観点からして、私は農林統計についても、今ほかの委員もおっしゃったように、実地調査については、公務員がやらなくても私は十分できるのではないかと思います。

それと私は情報部門について、これは確かにBSEの問題があって、今の武部幹事長の時代にとというのはわかるんですけども、これは一般的に言えば、広報部門で十分できることだと私は思います。900人もの人を使って、今、詳細な説明がございましたけれども、私はそういうようなことの発想というか改革の意思というか、生産性を高めるという観点からして、やはり統計調査、情報ということは、抜本的に合理化すべきだと思います。

特に数字がないというのは御指摘のとおりで、再配置がないというのは、卵と鶏の議論をしていたら、それはどっちが卵でどっちが鶏かなどとやっていたら、いつまで経っても結論が出ないので、そこには皆さん自らが改革するぞ、生産性を上げるんだという強い意思を持っていただいて取り組んでいただきたいと思います。初めてのヒアリングなので、ほかのヒアリングでも言おうと思ったんですけども、是非お願いしたいと思います。

委員 重なる部分が多いんですけども、やはり日本の非製造業というか、農業というのは生産性が低いということが非常に大きな課題になっていて、そういった部門の生産性を上げていくというのが日本にとっても非常に重要なことだと思います。

統計の関わり方もそういう視点で記帳を促進して、経営体として強くなっていくということを大きな目標にして、それに5年間なら5年間の具体的な数値目標を持って、それに伴う形でどういうふうに統計の在り方とか、定員削減というのを考えていくかというようなことで、もう一回お考えいただきたいなというような気がいたします。

情報部門は今、委員がおっしゃったとおりだと思うんですが、あと管理部門も400人いらっしゃいまして、ここも業務部門の合理化の割合よりも、更に踏み込んで改革をしていただきたいというように思っております。

座長 いろいろと御意見を頂戴したんですが、余りいい御回答は頂戴していないという感じがあって、これはなぜいい回答ができていないのかというのをつらつら考えてみますと、説明者は大変だと思います。というのは、人間が余っているのはわかっているんだと。仕事も効率化できるのはわかっているんだと。だけれども、いわゆる生首を整理しなければいかぬというのはつらいから、配転先が見つからないから余っている人間が何人だということを明確に言えないんだと。どうもそんな気がしてならないんです。実はそれは大体計算できているんだと。だけれども、それを言ってしまうと、お前のところはじゃぶじゃぶに余っているのではないかと。後でずっと言われなければいけない。これはまたつらい話だと。

だけれども、ちょっと考え直しをしていただきたいんですが、どっちへいってもずっと言われるんです。であれば、余った人員をこれだけ余っているんだというのをなるべく早く探してくれということで、配転先を探してもらう人数を、これは何人だかわからないけれども探してくれというのもまた無責任な話で、それをしないとこれは何を論議しているんだか、わけがわからなくなってしまいそうな気がするんです。

ですから、皆さんの意見を集約いたしますと、その辺が明確ではないから、まずよくわからないと。だから、それは明確に出すべきだと思います。

委員も今お話になりましたけれども、情報部門はやはりなくすべきだし、実地調査は昔からの歴史的なもので私は残っているんだと思いますけれども、これは極力縮小すべきだというようなことですか、管理部門の400人の問題ですとか、今日のヒアリングで何もわからないで終わりというわけにはまいりませんので、お手数でももう一遍ヒアリングをさせていただくことになると思いますので、よろしくお願ひします。

本日のところはそういったところでいいですか。

(「はい」と声あり)

座長 どうもありがとうございました。

(農林水産省農林統計関係者退室)

(農林水産省食糧管理関係者入室)

座長 次に食糧管理関係です。定員の純減方策の検討結果を農林水産省から御説明いただき、その後、質疑応答を行います。全体としては1時間以内に終了したいと思いますので、説明は10分以内でお願いをしたいと思います。御説明の際には、わかりやすく見直しの結果、どのような根拠に基づいて最低何人の定員が必要なのか。現状から見て何人の削減が可能なのかについて、ポイントの説明をお願いいた

します。先ほどそうお願いしたんですけれども、そういうのが全然出てこなかったんです。ですから、よろしくお願いします。その他の業務概要や事業の重要性に関する説明はなされるとしても、なるべく簡潔にお願いしたいと思います。

農林水産省 今、座長からのお話でございましたので、まず資料3の中の8ページをごらんいただきたいと思います。農政改革の長い話はもういたしません。その中で食糧業務がどういうふうになってきたかということのポイントだけ御説明させていただきます。

8ページ横長の紙の下を見ていただきますと、旧食糧法の時代は非常に国家管理の強い食糧管理であったわけですが、食糧法ということになりまして、民間主導型の方向になってきているということでございます。

その中で需給調整のところにありますけれども、今年実は生産調整が民間主導型への移行が図れるか図れないかというようなことで、1つポイントがございます。

流通制度。更にはその右側でございます農産物検査でございますけれども、農産物検査自体は平成12年の法律改正によって民営検査ということになっております。ただ、その中で12年の法律改正の附帯決議にも入っておりますけれども、やはり規格の統一性を確保するための措置。更には民間検査機関に対する指導をしっかりと徹底してやれというようなことを言われておりまして、今その途上でございます。

そういった中で定員がどう推移してきたかということでございますが、3番のところをごらんいただきますと、かつては2万8,000人ぐらいあったわけですが、それを順次減らしてまいりまして、特に平成15年7月に農政事務所、かつて食糧庁の食糧事務所という組織であったわけですが、それが農政事務所ということに転換をいたしまして、消費・安全業務、更には主要食糧業務を担う組織ということで、この時点で査定を受けまして、8,000人の体制でスタートしたということでございます。この際に、主要食糧業務は約4,000人という形で総務省との査定を経てスタートしたということでございます。現員が3,300人でございまして、それについて今後どういうふうにしていくかということでございます。これが今の座長からの御指摘にもあったとおりでございます。

ここにつきまして、資料の16ページをごらんいただきたいと思います。これが今まで平成15年度末と17年度末、17年度末というのが現在の状況ということになるわけですが、17年度末で主要食糧業務は線から上の部分でございます。約3,300名ということでございまして、それがやっている業務は備蓄運営約1,000名、農産物検査400名、米穀の生産調整など800名、米麦生産・流通調査600名です。

あとは総務部門でございますので、これは一応デマケをしておりますけれども、主要食糧部門の部分ということで分けたものが500名ということで、総計3,300名ということでございます。

これにつきまして、平成15年7月の移行時点におきまして、私どもとして最低限

どこまで絞っていくべきかという議論をさせていただいた上で、平成24年度末、若干平成22年までの5年間での削減ということとずれますけれども、平成24年度末で主要食糧業務については、3,300人が2,000人ということでございまして、この内訳を今回お示ししておりますけれども、備蓄運営、買い入れ、売却、保管等々の問題でございます。

これにつきまして、特に備蓄運営については、諸外国においても主要食糧について備蓄を国の関与の下に行っておるといった実態、これは参考資料にも入っておりますけれども、そういった実態の中で引き続きこれを行っていく必要があると。更には米の商品の備蓄ということについては、非常にデリケートな備蓄操作が求められてくると。

市場への影響、実はお米というのは全国1本のお米という商品ではなくて、それぞれ県産ごとの産地品種銘柄ごとの商品でございます。この商品の市場価格に影響を与えずに、買い入れ、売却をする。更には買い入れをする。更には1年以上の保管を経て、古米売却を図っていくということでございますが、非常にデリケートな備蓄運営操作が要ります。そういう意味で1,000人というのはやや過大でございますので、これについて販売、運送等の最適化、正直申しまして、私どもの組織は業務のシステム化が十分でない点がございます。これを急速に図りまして、この部分で200名ほどの定員の削減をしたいということで、800名ぐらいの定員でやっていきたいと考えております。

2番目の農産物検査でございます。これについてもるる御指摘があらうかと思っておりますけれども、農産物検査自体はほかの農産物と違いまして、規格品取引でございます。青果物等でありまして、現物を卸売市場等で現認しまして取引をするということになるわけでございますが、そうではなくて何々産地品種銘柄の一等ということで、それだけの情報だけで取引ができるような状況になっております。

それを担保しておりますのが、農産物検査ということでございまして、これをおつかつては国営検査、いわゆる食糧事務所の職員が穀刺しを持って、現物を毎回確認するという行為をしていたわけでございますが、これを平成12年の法律改正で民営化したしまして、ここの部分について民営化の中でどう統一していくかということが、今、残されている課題でございます。

これにつきまして、未来永劫今と同じような関与を続けるのかというようなことについては、当然に御指摘があらうかと思っておりますが、今まさに民営検査の定着途上でございます。これについてゆるがせにできない面はまだあります。そういう意味で、ここの部分は民営化の定着を含めまして、約100名の減員を見込んで300名ということでできないかと思っております。

17年のところの生産調整800名、米麦生産・流通調査600名というところの1,400名の方がございます。これにつきましては、生産調整等の定着の状況というこ

とも見まして、当然その部分は削減、更には調査手法の大幅な見直し、調査対象項目の削減ということを図った上で、ここを大幅に減らしていこうということでございます。

この2つの部門で800名の定員を削減いたしまして、600名ぐらいで行えないかということでの計画を現に有しているわけでございます。その意味で、現状から削減幅という意味では、1,300人の大幅な削減ということで我々は計画をし、今それを執行中ということでございます。

先ほどの紙にもう一回お戻りいただいて、8ページでございます。

今回会議の方からお寄せいただいて、さらなることができないのかというような御指摘をいただいております。これにつきまして、私どもとして今まさに相当厳しい大幅なカットを見込んだ計画を今、推進中でございます。

その中でも更にできるところがあるのではないかとということで「4. 今後の主要食糧業務の更なる改革」というところでございますが、1点目は「・農業者団体等が主体的に行う生産調整の推進」ということになりました場合に、先ほど申しましたが生産調整なり調査業務というところでの600名というような形でのものを見込んでおりますが、この部分について、更にその進展状況、定着状況の中で、さらなる削減ができないかということについての検討が1項目目です。

次に「・業務内容の見直し(アウトソーシング等)による合理化」ということで、例えば実は備蓄運営の中で、私ども基本的には備蓄を約百万トンの国産米、更にはミニマムアクセスのお米も含めると、200数十万トンということになりますけれども、そのお米について備蓄しておりますが、95%は民間倉庫を活用した備蓄でございますが、5%については政府倉庫を活用したものをやっております。

例えば立川なり深川にございまして、これは緊急の際の大事な倉庫という点でもございますが、こういった政府倉庫の運用について、この業務の部分の民間化、アウトソーシングできないかということ去年から試行的に始めておりまして、今年は1つの倉庫で通年を通して民間化のアウトソーシング試験をやりたいと思っております。そういったことでそのアウトソーシング試験等々を経て、この政府倉庫の業務というものについて、アウトソーシングが完全にできないかどうかということを検討させていただきたいというのが2点目でございます。

先ほど申しましたが、それ以外に当然この部分での削減も大幅に見込んでおりますけれども、業務システムの見直し、当然それぞれの地域ごとのお米を預かっているということでございますと、なかなか難しい操作になっておりますが、これについてももう少しワンストップといったような形での業務システムへの見直しを今、図っておりますが、その中でさらなる減員ができないかというようなこと、更には農産物検査法、先ほど申しましたように、まだ定着途上ということで、今、完全に手を抜くということは私どもとしてできないと思っておりますけれども、更に定着度

合いに応じた、さらなる削減ができないかということ併せて、2,000人からのさらなる削減について精査をさせていただきたいと考えて、今、作業中でございます。

現状は、以上のとおりでございます。

座長 それでは、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。お願いします。

委員 2,000人に向けて、更なる削減を検討しているというのはわかるんです。

農林水産省 2,000人を超えてです。

委員 超えてですね。お聞きしたいのは、備蓄にしる検査にしる生産調整にしる、あるいは食品表示監視にしる、それを公務員が直接やらなければいけない理由は何なのかということについて、今までの中で説明がなかったように思うので、そこをちょっとお話しただけませんか。

農林水産省 他業務といいますか、例えば備蓄運営そのものということになりますと、お米を民間の業界に法律上義務づけて備蓄をさせて、それを何らかのときに放出させるという命令をかけるというやり方が代替的な手法としてあり得ると思います。

ただ、お米の流通実態等々を見ますと、流通業界の個々の存在は非常に小そうございますし、例えば石油等でありますと、流通を見るために非常に簡単な装置がございます。これは精製のプロセスを必ず経なければいかぬということでございますが、お米についてはいわゆるコイン精米機と大きな卸売業者が持っている精米所とは、機能が同じでございます。そういう意味で流通としては非常に多元チャンネルを走っております。そういう中で非常に小さい個々の民間業態に義務づけて、非常に多くの業者の方々を相手に網をかけていくという、これに伴う行政コストというようなことを考えましたときに、あと少数制の民間業態があって、流通のところを抑えるにしても簡単に精製のプロセスを1か所抑えておけば、その流通というのは完全にわかるというようなことと、その比較をいたしますと、お米の場合民間の現状から見まして、民間に対して義務づけて、その備蓄運営等を図っていくということは、なかなか困難ではないかと私どもは思っております。

委員 要するに多元的だから、手間暇がかかるということですか。

農林水産省 あと商品の特性として、食料品について、非常に主要食糧の根幹の部分だということについて、例えばいろいろな災害等の発生だとか、不作等の存在というときに、どういう形の運営をすることが国民にとっての安心感を与え得るかというような側面もあるかとは思いますが。

委員 16ページで御説明いただいたのは、ここにある主要食糧部門ということなんですけれども、2,000人でまだ不十分ではないかということで、新たなこともやるということなんですけれども、下に書いてある消費・安全部門について言及が全然ないんです。だから、4,000人という巨大規模で国民が納得できるかどうか。食

品表示監視で横ばいの2,000人なんです。これはちょっと御説明いただきたいんです。我々は何か業務をやめろといっているのではないです。法律で与えられた、政治で決まった仕事をより効率的にやるということを企画するのが、あなた方農林水産省を背負って立つ幹部の仕事なんです。だから、これを効率化するための知恵を、こうやって絞ってきたというのを今日は聞かさせてもらえと思ったんですけれども、この下の部分は追加的に説明してください。

農林水産省 今、御指摘いただきました食品表示監視を中心とします、いわゆる安全業務の関係の部分でございます。ここの部分につきましては、先ほど説明の中でもありましたように、平成15年にスタートしている部分でございますけれども、13年に御承知のとおり国内でBSEが発生しまして、食の安全・安心の関係で非常に大きな問題になりました。その後、偽装表示事件、雪印食品を始めといたしまして、大規模な偽装表示事件が次々と起こったというような状況がございました。食に対する信頼、表示に対する消費者の信頼というものが非常に落ちていったという状況の中で、15年7月にリスク管理というものを専門的に担うということで、農林水産省の中に消費者対応をきちっとやっていくということで、消費・安全局というものができましたわけございまして、そういう中で地方農政局の農政事務所に表示監視を中心といたしまして、専門の職員が配置をされたというところでございます。ですから、申し上げますと主要食糧の部分とは違う仕事をしているという部分でございます。

その点に関してでございますけれども、先ほどちょっと御指摘がございましたけれども、この業務でございますが、生鮮食品等の表示の監視につきまして、店舗を回ってきちっと徹底して監視をしなければいけないということでございます。具体的に申し上げますと、店舗に入行って表示の状況を見て、あるいは帳簿を見て、それが正しいかどうかというのを確認するということに取り組んでおるところでございまして、そういった中で表示についても問題があって、違法表示があれば業者名を公表すると。あるいは最終的に1億円の罰金というような形で厳しい罰則をつけて、取り締まるところでございまして、こういった業務の中で、表示違反があった場合に、それが故意なのか過失なのか、あるいはそういったことも含めてきちっと見ていかなければいけないという意味で、高度な行政判断にも関わってくる部分があるということでございまして、公務員できちっとやっていかなければいけないということでございます。

それと併せまして、四半期ごとにテーマを決めて、そのときどきの重要なテーマについて、特別な調査というものもやっておりますし、違反が見つかった場合には立入検査に入るといったような形で、きちっとした確認をするというようなことも行っているところございまして、こういった業務を行う中で2,000人の体制というものが必要ということでやってきておるわけでございます。

できる限り効率的にやっていかなければいけないということは御指摘のとおりでございますので、そういった調査をする際にも、ある一定の商店街に入るときにはその商店街の店をまとめて調査に入るとか、あるいはそういった調査に入った際に、商品を買って上げて分析をするというようなこともやっておりますので、分析のサンプルを併せて取ってくるとか、そういった効率的な取組みというものはやってきておりまして、更に効率的な取組みが今後できないかということについても、今後精査をしてまいりたいと考えているところでございます。

委員 今、お話を聞いておりまして、実は保健所には食品衛生監視員というものがおります。そして、保健所の中にいわゆる業者の皆さん方が、食品衛生指導員ということで自主的に、衛生面を含めて日常的に、例えば食中毒の危ないときには回るとか、いろんなことをやっているわけです。

当然そういう中で今おっしゃった表示の問題を含めて、やはりいろいろと見てやっておるわけです。例えばたまたまそれは厚生労働省の管轄だからというような、いろいろあるかもしれません。しかし、国民から見たら、それはやはり同じようなものなんです。

そして、もう一つは先ほども雪印のお話をされました。今はいろんなモニターを活用することによって、ある面では消費者の方がそういうことに対しては物すごく神経質になっていると。ただし、例えば買い上げをする。それと当然領収書を伴い、そして検査をすると。そういうやはりきちとしたことはやらなければいけませんけれども、そういういろんな手だてによってやれるのではないかと。ある面ではより消費者の方が一番そういう点では神経質になって、いろいろやったださると思えます。

座長 いわゆる代替機関があるということですね。

委員 そうだと思います。

委員 今の御指摘の延長線なんですけれども、これはちょっと教えていただきたいんですが、先ほど農産物検査について、国から民間に移していったと。これはすごくいいことだと思うんですけれども、そうすると前に国の職員が検査業務を行ってきた、国の職員、公務員がやってきた理由というのは、前はどこに置いておられたのでしょうか。それを見直して、今回民間にされたわけですね。先ほど今はいろいろと努力されていると。もともと国の職員がやっていた時代に、検査業務を国家公務員がやらなければいけないという理由をどういうところに置いてきたのか。

それをちょっと教えていただきたいのと、それが民間になって、検査業務の性格が変わったのかどうなのか。これはどなたにお聞きするのがいいかわかりませんが、先ほどの統計調査なんですけれども、統計調査とこの検査業務というのは、業務の中身に違いはあっても、本質的に何の違いがあるんですか。ここを教えてくださいたいんです。

だから、まず以前国の職員がやっていたときの理由です。国家公務員がやっていた理由をお教えてください。

農林水産省 私からまず農産物検査自体の来歴とといいますか、どういう形で国がやらなければいけなかったということについて。

委員 理由を簡単に教えてほしいんです。

農林水産省 簡単に申し上げますが、まず法律自体ができたのは昭和26年でございます。その時点まで米の統一的な検査規格とといいますか、流通の規格というものは正直いいまして、国全体を通しては余りなかったんです。要は何々県産のこんなお米というような形であったわけですが、これについて全国の流通を図っていかなければいかぬと。とにかく何々県産の米を集荷して配分をするという業務自体が全部国の業務でありましたから、そういう意味で流通の規格自体をまず作り、それをまた調べ定着をさせていくというプロセスは、国がまさに国直営でつくってきたと。民間にそういった素地がなかったということかと思えます。

それが徐々にいわゆる米の流通自体が全国流通をする。更には県産米ごとに規格が統一されてくるという過程を経て、いってみますと例えば民間が検査をやることについて、検査を補助するような形で習熟が図られてきて、その結果、国が直接にやるという時点はもう経たというような平成12年の判断があり、民営化ということになったのではないかと思います。定着化というようなことが徐々に図られてきたということを見て、その時点での判断は民営化ということになったんだと理解をしております。

委員 そうすると、民間のそういう能力が育ってきたからですね。それと規格化が進んだということですね。

農林水産省 そういうことです。とは言いながら、今、民営検査の検査機関自体のやっている検査に関して、業界のいろいろなアンケートを見ますと、まだ不十分だという点があります。

委員 それはわかっています。

そうすると民間が育ってきて、ある程度の質が確保される過程における検査というのは、このプロセスの検査というのは、国家公務員がやらなければいけなかったと。目的ではなくて、その理由は何ですか。検査というのは、調査よりもかなり権力行使としてすごいですね。

農林水産省 はい。

委員 それで民間が育ってきて、検査は民間に移されたわけですね。これはそちらにお聞きすることではないんですけれども、そうすると調査というものがあって、調査の方については民間に移行できないと。それは民間が育ってきていないということですか。

農林水産省 補足しますと、農産物検査が昭和26年にできたときは、農産物検査

法に基づく検査を受けなければ米を売却してはならないという流通規制がはめられておりまして、その検査を受検しなかった場合には、食管法違反なり農産物検査法違反ということで、これは罰則や何かがかかっていたというのが当時の体系でございましたので、やはりそういった民間の素地がまだなかったということで、国がやっていたという意味合いがあったかと思っております。

それと統計というのは、委員がまさにおっしゃったように、これは最終的にはいろんな財政支出や何かに伴う基準にはなりますけれども、協力しなかったからといって、おいこらというものとはちょっと違いますので、検査と調査というのは違ってくると思います。

委員 だから言いたいのは、ここの検査についてはそういう環境が整ったからというのはわかるんです。それ一切をどうこうと聞くつもりはないんですけれども、検査という機能は民間化ができる。それなのに調査というところの行為が民間化できないという説得力、これはここで議論することではないので、もうあれなんですけれども、というのは非常に小さいのではないかと思います。ですから、同じ農林水産省さんの中でいろんなものでこういう違いが出てきている。これは食品表示でも私は同じだと思います。だから、その辺の部分で制度ではなくて機能的に考えたときに、非常に類似品なんです。今、調査のことを申し上げているのでここでやめますけれども、農林水産省の中で横に比較したときでも取組みに温度差が物すごくあって、そこはもう少しきちっとやってもらわないといけないのではないかと、それだけです。

委員 それに関連して今の話ですが、民間の検査員制度の定着途上にあるということであれば、定着してしまったら当然要らなくなるわけです。少なくとも5年以内に定着させて、あるいはおよその骨格の認知だけをどうするにしても、組織そのものとか、今、検査員というのは要らなくなると。あるいは要らなくすべく減員目標を出すとか、そういう対応であるべきではないのかなと。ただ、漠と定着途上、10年か20年か知らぬけれども、これを見ると何か400人が7年経ってもまだ100人しか減らないというような数字になっていますね。そこはもっと何とかならぬのですか。

農林水産省 定着途上ということについて、私が申し上げた点は民営検査機関の指導監督のところについては、かなり定着の中で手を抜ける部分が出てくるだろうということを申し上げて、そこについて精査をしたいというお話を申し上げているわけです。

ただ、一方でこれは毎年現物の標準品を作らなければいかぬということになります。標準品ということはどういうことかと申しますと、現物を見て比較して、これは一等だ二等だということをやります。標準品というのはガラス玉でつくれなくて、毎年につくったお米で標準品をつくって、それと比較してくださいという検

査規格自体の中に、標準品というものをつくって提示しますということになっています。そういったものの基本的な部分は、まさに物差しをつくるという業務ですので、物差しづくりの業務をやるという根幹の部分は外せませんと。民間が物差しをつくってもいかぬので、長い長期の先はわかりません。ただ、今の部分で我々としては物差しづくりの最低コアの部分は今後とも要るだろうとは思っていますが、おっしゃっているように定着の中でどこまでかかるかと。どこまで手を抜けるかということについて精査をさせていただいた上で、いずれお出しをさせていただきたいと思っています。

委員 今のところなんですが、つまり定着したときの必要な人的な資源の人数というのを教えていただけるとのことなんですか。

農林水産省 定着というのが時間軸をどういうふうにとってということと絡みますので、ただ、当分の間我々が想定している範囲で、どこまでの減員が可能かということは、とにかく精査をしているということですから、いずれ出さざるを得ないということだと思います。

委員 1点だけお願いします。時間軸はそうですね。どのぐらいで定着するかわからないと。ただ、そのときに最終的に定着をしたときの人的資源の最適配分の構造というのは、どのぐらいかというのは、何か描かれているんですか。定着をしたというイメージがえられるわけだから、それに対して定着したときの業務に関する、あるいは組織に関する人的資源の最適化のボリュームはどのぐらいなのかということです。

農林水産省 今、現に確たる数字としては持っておりません。精査をしたいと思っています。

委員 私はこの下の方で、ほとんど人が減らない計画になっていることが大変気になるんですけども、これは牛のトレーサビリティの900人というのは、何をやっておられるんですか。

それと食品表示監視で、これはスーパーとかデパートとか商店街を回るというお話があったんですけども、これは2,000人です。その根拠は何なんですか。だから、もっとほかの方法がないのか。公務員というステータスがないとできないのかどうかとか、何かそこらは物すごいオーダーの人数がいらっしゃるんです。これについての合理的な、わかったという話があるんだったら教えてください。

農林水産省 まずトレーサビリティからお話させていただきます。牛のトレーサビリティというのは、耳標でございます。結局、乳牛であろうが肉牛であろうが生まれたときに農家が耳標を付けるんですが、この付け替えのときに落ちてしまったり何かして、農家には任せているんですが、やはりそこは全部は見切れませんが、補足的にちゃんと付けているかどうか、ちゃんとしたあれがなされているかどうかというものをチェックしたり、流通段階あるいは小売り段階でトレーサビリ

ティか何かについて、しっかり店や何かで表示なり何かをすることになっておりますので、そういった観点について、ちゃんと一気通貫になっているかどうか、いろいろ点検しているというのが1つございます。

農林水産省 表示の関係でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、店舗を回って調査をするということでございますが、特に表示の状況を見るだけではなくて、表示の根拠となる伝票とか、例えば生鮮食品の場合は原産地の偽装というのが結構あるわけございまして、国内で産地の偽造をする。例えば優良な牛肉が出てくるような、例えば松坂牛でございますとか、岩手牛でございますとか、そういった産地にそうでない産地のものを偽装して売るといったようなものがあるわけございまして、そういったことを防ぐためには、伝票のチェックをして、そこに書かれているものとどう違っているのか、違ってないのかということもまた見ていかなければいけないと考えております。

特に、昨今ですとアメリカ産の牛肉の輸入解禁というような話もございましたし、以前はアメリカにBSEが発生したというような状況の中で、既に国内に入ってきているものが、アメリカ産として入ってきているものが、どのように売られているのかと。アメリカ産とちゃんと表示されて売られていけばいいけれども、そうでなければ大変困るといったような消費者の声というのは強いわけございまして、そういったところを重点的にチェックしていくということも重要でございます。

また、昨年ですとアサリで、北朝鮮からかなり輸入されているにもかかわらず、小売段階でほとんど北朝鮮産という表示を見かけることがないというような御指摘も非常に厳しく受けまして、重点的にこの店舗調査を回っているときに、アサリを必ず見て、伝票をチェックし、更に卸売業者にさかのぼって行ってチェックをしていったところ、かなりの数の不適正な表示というのが見られました。280件ぐらいございました。

委員 だから900人にしろ、2,000人にしろ、何でこの数字なのか。きめ細かく見れば、八百屋などはいっぱいあるわけですね。2,000人ではできない。多分ソビエトだったら、1万人ぐらいでやるんでしょうね。

これは何で2,000人なんですか。2,000人で全国を回って、みんな調べられるわけでもないですね。あるいは2,000人で何ができているかですね。

農林水産省 だから、今、申し上げましたようなことでできております。その中で非常に悪質なものについては。

委員 つまり申し上げたいのは、24時間、365日の公務員がやられる必要が900人、2,000人にあるのかどうかです。

農林水産省 先ほどちょっと御指摘を受けて御説明できませんでしたけれども、例えば消費者を活用して何かできないのかというような御指摘も以前から受けておりますし、保健所との連携とか、そういうこともやっておるわけでございます。

消費者の関係でも、例えば消費者が買い物をされるわけですが、日ごろ買われる店での表示について、消費者の方から情報をいただくというようなことも取り組んではおりますけれども、やはりそうしますと、その消費者のところに限られてきますので、広く監視を徹底するという形になかなかならないという部分がございますし、また14年にかなり大規模な偽装表示が続いておりました。その後もかなり出ております。体制は強化いたしましたので、そういった意味で取り締まりも強化していますから、これまでなかなかわからなかった部分が出てくるという部分もあるかと思いますが、結構出ております。14年のときには国会の附帯決議で、国がきちっと表示の監視の専門職員を置くということをするべきであるということと言われておまして、そういったことを含めて取り組んでまいりたいと思っております。もちろん表示消費者の取組というのはございますけれども、やはりそこはあくまで補完的な部分ではなからうかと思っています。

委員 その2,000人というのは、今どこにおられるんですか。全国におられるんですか。

農林水産省 全国にあります。農政事務所にそれぞれあります。各県に配置されております。

委員 各県に直したら、これは400人ずつぐらいおられるんですか。

農林水産省 40人です。

委員 50人か。それで調べるというのも無理な話ですね。おっしゃったようなことをきっちりやろうと思ったら、無理ですね。

農林水産省 すべての店をすべてというわけではないです。

委員 だから、何のためにやられるんですかね。

委員 この点のお話というのは、もともと一罰百戒というか、見せしめというか、見つかると思ひどい目に遭うぞというシステムですね。全部というのは無理なわけですね。そうすると、年がら年じゅう店を回っているわけではなくて、今と同じ表なんですけれども、16ページの表はあたかも色分けして、色ごとに立派な仕事があるみたいになっていますけれども、要するに農政事務所にごろごろといる人が、米の生産調整をやったり、流通を見回ったり、時にはスーパーに行っただけだったり、せっかく農家へ行くんだから牛にちゃんと付けているとやればいいのでありまして、何もこんなふうに仕事を分ける必要はどこにもないんです。いろんな仕事をみんなやりなさいと、昔の郵便局みたいにしてあげば、物すごい効率がよくなるのではないかと思います。だから、何でそうできないんですか。この人は牛のトレーサビリティで、牛の耳の輪っかを見るだけをやっているわけですか。これはもともとが変な分類です。農政事務所の牛のトレーサビリティ係の人は、それ以外のことはやらないわけですか。

農林水産省 一応表の整理として分けてはいますが、業務の効率というのものもあるん

ですが、やはり特に消費・安全部門については、先ほどの表示の問題につきましても、トレーサビリティにしても、それぞれ法律に基づいてやっておりまして、かなり専門的なものになっております。

ちょっとここにはありませんが、農畜産物の安全性というところでしか書いていませんが、例えば今、問題になっておりますBSEの肉骨粉や何かがあるわけなんです、豚だとか鶏は餌に食べさせてもいいことになっているんですが、そこに牛の骨が入っていないかどうかチェックしたり何かしますので、そうするとそういうのはかなり専門性が高いものですから、やはりそこはそれぞれ訓練というか研修をしたような職員でやっていかなければいけませんものですから、一応区分けとしてこういうふうになっているということで、いろいろと人数がこういう人数になっています。

委員 一応区分けというのが、おかしいと思うのです。一応な区分けというのは、明確な区分けなんですか。そうではなくて、この2,100人というのは食品表示監視だけをやっているわけですか。

農林水産省 ですから、食糧部はもう別です。消費・安全部については一応仕事として、分かれた形にはなっております。

農林水産省 農政事務所の中に部があって、上の部分は食糧部という部でありまして、下が消費・安全部なんです。

委員 その間では入替えはないんですか。ちょっと行ってきてくれやという関係にはないんですか。

農林水産省 そういうことはあるかもしれませんが、一応所掌として別なものがあると。

農林水産省 その点につきましては、BSEの発生以降、農林水産省が生産者のためにばかりやっていると。生産部門のことばかりやっていて、消費者対応があるそかになっているという話もございまして、そういう専門に担う部門ということで、本省にも消費・安全局ができましたし、出先についても、そのところは考え方としてきちっと明確に分けてやっていかないと、指導業務をやっていた人がという。

委員 自分でやってもなんですが、マスコミとか消費者の声などというものをまともに全部聞けば、物すごい人数が必要になると思います。

例えばなんだけれども、小金井でちょっとした線路工事をやりましたね。ご老人がひっくり返ったというので、毎日テレビで映したんです。あのおかげで巨大な歩道、陸橋ができたんです。これが2億5,000万円です。これは今だれも使っていません。犬の散歩にしか使われないと。

そういうものと似たようなところがすごくあるんです。そのときはわっとアサリ、アサリと騒ぐんです。アサリなんて、どこのだっかわかるわけがないです。だから、

そんなものをまじめになってやっているとは思わないんですが、そういう人数を減らさないという風にはすべきでないと思います。私ら何かよりは、わかっているわけですね。アサリなんてどこのアサリでも同じに決まっているではないですか。それをアサリがどこの産と調べなければならぬから、100人必要ですと。そういうふうに言われると、何かしようもないような感じがします。そういうものを全部足したものが、結局6,000人、7,000人になっているのかなと疑えてしまうんです。だから、極端なあれではありますが、アサリをやらなければ7,000人全部要らないのではないかなと思います。

農林水産省 この点はちょっと私からも申し上げたいんですが、消費・安全部門については、非常に国会の議論、あるいは私ども消費者とのいろんな対話と申しますか交流会をやりますが、非常に充実してほしいと。農林水産省の組織は、今いろいろとがらがらぼんをしている中で、充実すべきところは充実すべきだという声が高うございまして、今の喫緊の課題もございまして、できるだけ効率化はしなければいかぬかと思っておりますが、やはりめり張りを効かせた、こういう組織の改革といったことが必要ではないかと考えておりまして、その点は先ほどの歩道橋のこともございましたけれども、本省の方もまたよろしく御理解をいただければと思います。

委員 それはわかったんですけれども、例えば加工食品か何かは農林水産消費技術センターが実地の立ち入りを含めた権限を持って、500人ぐらいでやっていますね。ですから、JAS法に基づいたこれはわかるんですけれども、2,000人という数は今、聞いてもどうしてというのがあります。あるいはそれは1万人も必要になるし、あるいは500人でできるのか、その辺のところはちょっとまだわかりませんが、例えば生鮮食品も今どこのあれでもコンプライアンスがすごいですね。消費者の目も厳しいけれども、売っていく人たちのコンプライアンスに対する考え方も、物すごいです。こういう御時世ですから、私は当然だと思います。

ですから、そういう形からしてみると、効率的なこととすれば、独法の農林水産消費技術センターみたいなものところがうまく協力するような形で、効率化を図りというような考え方というのはとれないんですか。

農林水産省 表示の監視の関係で、今、御指摘をいただいたように、独立行政法人農林水産消費技術センターがございまして、ここは非常に高い分析技術を持っておりまして、特に加工食品の表示と申しますのは、店舗で見るというよりは、具体的には工場生産された段階でパッケージされます。そこに表示がされるという形になりますので、店舗で見ても具体的にチェックはできないわけございまして、商品を分析して、問題があればその工場に立ち入っていくという対応が必要になってくるということございまして。一方で生鮮食品の場合には、日々入荷をして、日々販売されると。要するに日持ちがしないわけございまして、店舗で表示がさ

れると。それも物に貼られるわけではなくて、店舗にコップのような形、立て札のような形で付けられるという性格がかなり違っております。したがって、現場で見ていかないとなかなかチェックができないという大きな違いがございます。

ですから、加工食品についてセンターでやっている、500人でやっているというあれでございますけれども、それと同列に議論するのは、かなり乱暴な議論ではないかなと思っております。

一方、確かに店舗で大きなスーパーとかもございまして、かなりコンプライアンスについては、努力されていると思っておりますけれども、ただ、今、申し上げましたように生鮮食品の表示は、店舗で、しかも現場の作業をされる方、場合によってはパートの方なども含めて、そういった方が現実にやっておられます。したがって、大型の立派な名の知れたスーパーであっても表示の違反というものはかなり出ております。それはコンプライアンスもしっかりやっていると本店の方ではおっしゃるんですが、後で本店に立入検査とかで入った場合には、ただ、全部徹底されていないと。現場で実際にやっておられるパートの方まで徹底されているかどうかという点。

座長 簡潔に願います。

農林水産省 そういう状況でございます。

委員 まさにそういうことであれば、やはり県に50人国家公務員を配置するというやり方では効果も上がらないし、効率的ではないのではないですか。やはり民間委託とかそういうことで、できるだけ民間の人員をより効率的に見て、それで必要なときに農林水産省が入っていくというようなやり方で効果を上げて、効率的にやるという方法が適切だということに思います。

委員 先ほど委員もおっしゃった独法なんですけれども、今度この独法というのは、たしか農薬も肥飼料も合併しますね。だから、まさに生産から流通までみんな責任を持って見るんだったら、この表示監視もあり得ますね。あるいは今おっしゃったように地方でやるということとかですね。多分あなたの部下は2,000人とか2,900人おられるわけですね。これだけ人を持っていたら、物すごい責任が重いですね。しかしそれだけの存在感がある仕事をしているのかどうかということが問題です。

例えばスーパーで問題があるんだったら、公務員のステータスでやるんだったら、摘発したとか、そういうのがぼんぼん出たら問題だけれども、それぐらいでないとなんか何をやっておられるかわからないです。それは一罰百戒で1回出て直るんだったら、この地区では問題が起らなかったとか、そういう成果が出るわけですね。だから、たくさん的人数を抱えておられて、これだけの3,000人からの部下を使ってそれだけの成果を出していくという仕事は、夜も眠れないくらいに、本来大変なはずである。

農林水産省 最初にちょっと申し上げましたけれども、やはり現場に入っていっ

たときに、表示違反があった際に、うっかりミスみたいなものもあるわけでございます。ただ、うっかりミスなのか、本当に偽装しているのか。あるいはミスであっても、長期にわたってやっているのかどうなのかというところをきちっと見ていく必要があるわけでございます。そうすることによって、最終的な行政の対応として、指導にとどめて公表しないのか。あるいはもう改善指示という形で、この場合は公表しますので、かなり大きなダメージになります。そういった判断をきちっとやっていくと。その場で判断をしていくということが必要になってまいりますので、公務員がやっていく必要があるかと思えます。

委員 それは畜産側から来たときに調べに行けばいいのではないですか。

農林水産省 少なくとももちろん行きますけれども、やはり。

委員 自分から見て回ろうということはしない方がいいです。

委員 先ほどの攻めの農業と同時に、今、産地はそれぞれブランド化を物すごくしているわけです。当然そこには農協さんがいろんな意味で、いわゆる指導をしておるということは、自主検査を徹底的にやはりやっていらっしゃる。あるいはまた当然顔の見えるということで、生産者も当然そういうことをやっていらっしゃるわけです。

そうするといろんな意味で検査というのは、要するに保護するというよりも、だんだん自主的に自立していくことが、逆にいうと消費者に対してもやはり物すごく顔の見える農業がやれるということで、安心感というものにつながっていく。検査で抱え込むことが逆にある面では農業をもっと遠い存在にしてしまうのではないかなという心配があります。実際に今いろんな農協さんの動きを見ていますと、農協さん自体も生きるために、それだけのリスクを背負ってやっていらっしゃる。生産農家はやっているということを現実に見ています。

農林水産省 自主検査はその問題ではございますけれども、まずブランド化自体は大変結構でございますし、我々もそれは促進しております。食糧行政自体も食糧のときではなくて、今はもう流通規制もほとんどありません。そういう中で産地と消費者が結び付いていただく。それが一番いいわけです。ただ、それをやはり全国的な観点で、これはこの物だなということの物の品位なり何なりを、米の専門家でもない消費者の方々が直接見てもわかりません。それをどういう評価をするかということの統一が図れませんか、質を発達させる流通を促進する意味でも、検査の統一ということはどうしても図っていかねばいかぬと。そういう意味でそれが非常に長い将来において、自主的に民間が本当に成熟した形の中でできるかどうかということはあるかもしれませんが、現時点においては、統一を図っていくための措置というのは外せないと思っております。

委員 大抵うまければうまいんだから、何もよけいな等級を付ける必要はどこにもないんですけれどもね。

委員 ちょっと話が違ってしまいうんですけれども、16ページのスリム化と消費・安全業務の強化の図なんですけれども、管理部門とほかの部門の人数比を計算すると、平成14年度は管理部門一人当たりで3.6人なんです。平成15年度に地方農政事務所に移ったときには、確かに管理の効率化というんでしょうか、マネジメントの変化が起こっていて、管理部門一人当たりで7.5人ということになっています。ところが、その後はほとんど変わらないんです。平成17年度末と15年度末を比べると、むしろ一人当たりの管理人数は少なくなっているの、マネジメントとしては効率が落ちていると。ただ、これは零コンマ幾つの話ですからあれなんですけれども、24年度まで一人の管理部門が管理する人数というのは、7.5人から変わらないんです。

ということは、職務どうこうももちろん重要なんですけれども、その組織のマネジメントの効率化というのが、この中ではほとんど読み取れないんです。これはマネジメントの効率化を図っていないということですか。

座長 管理能力が減退しているのではないですかね。

農林水産省 むしろ先ほど食糧部門の方で申し上げましたけれども、まさに聖域なくというか、部門ごとの聖域を設けずに我々食糧業務の中ではやっておりますし、引き続き管理部門は消費・安全とも共通しますが、管理部門においてもマネジメントの向上という観点でどこまでができるかということは、精査をさせていただきたいと思っております。

委員 それはわかりましたけれども、今、示されているこの数字が全然変わらないということはどういうことなんでしょうか。そういう意気込みはわかるんですが、これは今、示されているものですね。

農林水産省 そうです。

委員 その中で管理体制でいうと、効率化が全くないんです。いろんなところを見直すというのはわかるんです。全体を小さくするのはわかるんですが、そうすると管理部門と現業部門との関係というものをマネジメント的に変えていかないと、全体の効率性が上がらない。座長は後退すると言われましたけれども、ちょっとそこはそういう実態なので、それに対する御説明を後でいただければと思います。

委員 今の16ページのスリム化の図なんですけど、まず主要食品部門についての理論値を示していただけることになっていますね。

17年度末から24年度となっているんですが、これはもっと効率化していただくと思うんですが、7年でこうなると言われた理由は何なのかというのが、まず1つの質問です。

もう一つは、牛のトレーサビリティは非常に大事なことだとは思いますが、15年度にできて900人かかりましたと。これは最初だから大変な作業が要ったと思います。ところが、24年まで、つまり10年後まで同じ人数でずっと継続するという

のは、半分になるかならないかわかりませんが、相当効率化させるはずだというのが普通の感覚だと思います。非常にわっと出た段階から落ち着いて、私なんかお肉を買いに行っても、牛肉の方もちゃんと表示されています。だから、大分定着しているはずですので、もっと人数を減らせるのではないかという気がします。

あと、話が出ましたけれども、一番下の調査も600人が600人と変わっていないんですけども、この調査も何も国家公務員がやらなくても、できる部分が物すごいあるのではないかと思います。これについても24年、つまり7年間変わりませんというのも、やはりおかしいのではないかと思います。この辺についてももっと大きく効率化できる部分があるはずですので、主要食糧部門に限定せずに、全体をもっと大きく見直していただきたいと思います。

農林水産省 1点目は、7年間の削減計画ということではなくて、平成15年7月に食糧事務所という存在を農政事務所に切り替えるということが行われました。そのときに当然14年度末の段階で査定を受けてということになりましたので、そういう意味で10年間かけて、定着を図りながらどこまで減らせるかということのぎりぎり図ったのがこの計画になっているということで、その途中経時の17年から比べると7年後ということになっていると。それはたまたまということでございます。

委員 最終的にはもっと減らせるということですね。

農林水産省 精査させていただきます。

委員 消費・安全部門の方はどうですか。トレーサビリティの話だとか、調査の話はどうですか。

農林水産省 トレーサビリティですが、これは先ほどの耳標の付け替え事件とか、確かに定着しつつはございますが、やはりざっくばらんに見ますと、日本からBSEのあれがなくなれば、こういうものはもうなくなっていいかと思うんですが、まだBSEの発生がちょこちょこしていますから、8年とか何かというのが監視期間みたいになってしまいますので、やはりその間というのはしっかりしたものがあつた方がいいのではいかと思っております。

あと調査の話なんですけど、一昨年平成15年12月にアメリカ牛肉が止まって、1月辺りから今度は鳥インフルエンザでタイだとか中国とか何かで、また鶏肉や何かが止まりまして、1月になったら今度は日本で鳥インフルエンザが発生しまして、非常に畜産物価格が高騰したり乱高下しまして、そのときにいろんな方面から価格関連について、国民生活と非常に不可欠な物資でございますので、それに対して便乗値上げみたいなものが若干ありました。

そのときにこの農政事務所の調査によりまして、かなり価格や何かが全国的に明らかになりまして、緊急的な調査だったわけですが、これによりまして便乗値上げみたいなものについて、かなり抑止的な効果が上がったと考えております。

そうした調査みたいなものは必要ではありますけど、先ほどもお話がありましたよ

うに、標本でありますとか、効率化できるものはしていかなければいかぬかと思っておりますが、必要性みたいなものはひとつ御理解いただければと思っております。

委員 トレーサビリティも調査も必要でないといっているのではなくて、もっと効率的なやり方があるのではないかなと。つまりこれは工夫していないということをおっしゃっているわけです。多分量はそんなに増えていないと思います。

農林水産省 委員と同じように、私はもう効率化しなければいかぬと。できるだけ公務員だけではなくて、点検みたいなものは生産者あるいは生産者相互で監視し合うようなこともやったらどうかということも提案したりしてはしております。我々も決して効率化は全然しませんというのではなくて、できるものはこれはやらなければいかぬかと思っております。

委員 できるものとできないものは、やはりちゃんと分けていただいて、一挙にいくか、できるかどうかわかりませんが、5年間あるわけですから、5年間の中でトレーサビリティについてやっていただきたいと思います。

調査についても同じだと思います。調査も必要だと思います。ただしこれは何も国家公務員がやらなくてもできるのではないかと思いますし、むしろ価格なり現場で起こっているわけですから、民間にモニターをつくるとか、そうした方がよっぽど効率的だと思います。600人もずっといる理由がよくわかりません。

座長 いろいろとメンバーからも御意見が出て、それに対して真摯にお答えを願って、その結果としてどうなんだろう。私の物わかりが悪いのか何かわかりませんが、余りよくわからないなというのが私のいわゆる感覚なんです。そういいますと、メンバーの方も恐らくすっきりとわかったというようなことではないのではないかと。申し訳ないんですけども、そういう感じを正直言って持っております。

というのは、やはり生鮮食品の食品表示に2,000名いますけれども、本当にできるものだけやっているという感じであって、委員が言ったようにアサリまでやることはないんだと。何のアサリを食べても一緒だと。これは最終的にはエラーがでたらエラーチェックでやるという方式なんですね。事前チェックではないですね。

農林水産省 そこは入ったときに問題があれば、その場でやっていきます。

座長 問題があればですね。全部チェックできるわけではないんですから、問題がわからなかったら後になりますね。

農林水産省 そのところは、入ったときにはすべてチェックいたします。

座長 そうすると、なぜ偽者が出るのですか。

農林水産省 ですから、そういった形でチェックをして偽者を摘発しているという形になるわけです。

座長 それは、まだ売られる前ですか。

農林水産省 売られた後の場合もございます。

座長 売られたということは、チェックから漏れているということですね。やはりいろいろとチェックなさったり何かしているけれども、加工食品などについては、今ソーシャル・オーディットが非常にきつくて、いんちきをやったら、会社はいわゆるテレビ、新聞に潰されてしまうのです。そっちの方の法令遵守のものが非常に普及してきているというけれども、これは会社が潰れるからです。そういう危機感を企業はみんな持っているのです。どうせ全量はチェックできないのですから、仕方ないのです。これは2,000名ではできません。それで国家公務員がやっている。これは私はできないなと思います。できないのはむなしいんだろうと思います。できないものを何とかやったようにしなければいけないというむなしさがあるんだろうなど。

1つお伺いしたいのは、独法で農林水産消費技術センターは、いわゆる農林水産省の機構とどういう関係にあるんですか。これは加工食品の表示監視を実施するという独法ですね。

農林水産省 農林水産消費技術センターでございますけれども、加工食品についての表示の監視ですとか、あるいはJAS規格の関係の監視、あるいは食品に含まれる残留農薬とか、そういった安全性の関係での分析、食の安全あるいはリスクの分析、そういった関係を行っている法人でございます。特に技術的なところでの分析能力とか、そういったものは高い能力を持っておりますので、加工食品の表示の監視をやっているわけでございます。

先ほど御指摘の中で、農政事務所もこちらの独立行政法人と一体的にというか、そちらの方というような御指摘もございましたけれども、今、申しあげましたように、農政事務所の方は店舗に入って日常的に監視をしてございます。

一方で、先ほど申しあげましたが、加工食品の方が工場にチェックに入るのは、分析をした後にチェックに入るという形でございますので、頻度が全く違うというところがございます。

独立行政法人になると、なぜ独立行政法人がこんなチェック、取り締まりに来るのかというところで、今センターも非常に苦勞している部分がございます。現実にそういう事例もございますので、日々入る農政事務所が独立行政法人になると、その業務自体が極めて難しくなるという面がございます。そういった点を我々としては懸念をして入ることがございますし、また3法人統合で今、一生懸命進めているところで、新たな話ということになりますと、昨年お決めいただいたあの部分が。

委員 そんな話は何回も繰り返し聞いたような話ですね。独法の見直しの議論の中でもう何十回も聞いたことがある。

座長 何十回も聞いたね。そんなことはあり得ないと私は思います。

農林水産省 監視をしてチェックをしているので、指示、公表して名前を出しま

すので、その点で社会的にも制裁が加えられるという部分もございます。コンプライアンスとの関連で申し上げますと、そういうことでございます。

座長 時間的に押していますので、簡潔に願います。

農林水産省 更に精査をしてまいりたいと思っております。

座長 いろいろと各委員から指摘の事項がございますので、農林水産省としてこれらの指摘を踏まえて、一層の定員の削減ということ、業務の効率化、業務の縮減化のところで努力をしていただきたいと思います。

いずれにしても、次回もう一遍ヒアリングをさせていただきますので、それは4月と考えておりますので、最大限どこまでできるか、きちっとした結論を出していただきたいと思います。

農林水産省 4月のいかほどごろになりましょうか。

事務局 4月の下旬、ゴールデンウィーク近くになるかと思えます。

座長 日にちはまだありますから、きちんと結論を出していただきたいと思います。

(農林水産省食糧管理関係者退室)

事務局 ここで10分ほど休憩を入れさせていただきます。

(休憩)

(農林水産省森林管理関係者入室)

座長 それでは、これから第2幕を開催させていただきますが、本日最後のヒアリング事項となりました。

森林管理関係について、定員の純減方策の検討結果を農林水産省から御説明いただき、その後、質疑応答を行います。全体として1時間以内に終了したいと考えておりますので、誠に恐れ入りますけれども、10分以内で御説明をお願いしたいと思います。御説明の際には、見直しの結果、どのような根拠に基づいて、どの業務が国に残ることになるのか、また何人が独立行政法人に移るのかについて、ポイントの説明をお願いいたします。その他の業務の概要や事業の重要性に関する説明は、なされるとしてもできるだけ簡潔にしていきたいと思います。いろいろとお願いしますが、よろしくをお願いいたします。

農林水産省 お手元に資料4と書いているものがあると思いますが、それに基づきまして御説明申し上げます。

1ページ目は、今回回答をした内容であります。これは御説明があったと思いますが、業務の性質により一般会計への統合、独立行政法人化を検討するという考え方によって、22年度に国有林野事業のうち森林整備、木材販売等の定型的な業務について、非公務員型独立行政法人に移行させるということを検討していくということで、やるべきことはやっていきたいという考え方に立っております。

2ページ目をお開きいただきたいと思いますんですが、これまでの状況についてとりまとめ

たものでございます。国有林野事業につきましては、御案内のとおり国土の2割、日本の森林の3割に当たる国有林野を管理、経営しているものであります。

グラフの方を見ていただきたいんですが、管理、経営につきましては、昭和42年当時は定員内外併せて8万規模で対応していたということではありますが、その後財政が悪化してきまして、逐次改善計画を策定いたしまして、組織要員を見直してきたという状況であります。そういうことをやってきたわけですが、平成10年時点では債務残高が3.8兆円という大変な状況になりまして、国鉄改革もありましたので、それに併せまして抜本的に見直して、債務の処理も行うということで改革が行われました。

その改革の内容ですけれども、基本的な考え方を、従前は木材生産というものを重視していたわけですが、これを公益的機能の発揮というものを重視した行政に転換いたしました。そういう考え方に基きまして、民間委託の徹底でありますとか、組織の要員の徹底した合理化・縮減、一般会計の繰り入れを前提とした特別会計への移行といった柱で抜本的な改革を行ったところであります。

その結果であります。平成10年ごろに定員内外を併せて1.3万人規模の要員になりました。そういうところでありましたが、組織的にも森林管理局を半分にするとか、営林署を3分の1にするとか、そういうような対応をとりまして、要員についても現在定員内外を併せて7,000人という状況になっております。

更に民間委託の徹底ということでは、従来は国の職員が伐採なり造林なりという事業を直接やってきたわけですが、徐々に減らしてきていますが、平成10年以降は委託になじまない小規模なものを除きまして、ほぼ100%民間委託で事業を実施しているという状況であります。

「抜本的改革」の結果、上の2つ目の に書いてありますけれども、国の業務は基本的に必要最小限としたわけですが、こういった業務に対して一般会計からの繰り入れが行われておりまして、これは人数に換算すると4,300人相当になるということでありまして、一般会計で8割はやっておるという形ではないかと考えているところであります。次のページをごらんいただきたいと思っております。

そういう中で今回の行革は、2つの視点で指摘がなされております。上の四角の中の下の方に「『行政改革の重要方針』」と書いてありますけれども、1つは「特別会計の改革」という中で、この重要方針では「平成22年度に、借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、企業特別会計としての特性及びこれまでの取組み等を踏まえ、その業務の性質により一般会計への統合・独立行政法人化を検討」。

もう一つは「総人件費改革の実行計画等」という中で「森林管理関係業務の非公務員型独立行政法人化を検討」ということで、この2つというのは、業務の性格によって事業を仕分けするという観点から全く不可分な関係にあるということで、両方考えながらやっていく必要があると考えております。

先ほど言い忘れましたけれども、3.8兆円あった債務は、平成10年度の改革では2.8兆円を一般会計へ計上しまして、残り1兆円を50年かけて債務を増やさずに、利子補給を受けながら返済するという計画になっております。現在までのところ、1兆円につきましては、まだ返済は始まっておりません。将来的に資源が充実した段階で、返していくという形になっております。

さて、そういう中でどのように業務を切り分けていくかということですが、下の方に模式図を示しておりますけれども、左側が「現在の主な国の業務」を掲げております。「国有財産の管理・保全（水源林・自然遺産等）」、「森林計画」「治山事業・保安林」「森林の整備」「立木の処分等」ということです。

債務は非常に重要な問題ですけれども、こういうこと、あるいは事業運営に必要な措置を講じられるという前提の下に、国として最低限やらなければならないことを残した上で、残りを独立行政法人に移行させたいと思っております。

国として残す業務というものは主に2つ考えておまして、1つは「国有財産としての国有林野の管理・保全」。これらの中には森林計画の策定、あるいは自然遺産、あるいは水源の保全というものも含んでくると考えております。

もう一つは「国民の安全・安心の確保」という観点から、治山あるいは保安林といったものに関わる業務については、国に残す必要があるのではないかと考えております。残りの部分が独法にいくわけでありますが、当然運営交付金等の措置を受けながら業務を行っていくこととなりますが、その中身としては、森林の整備、木を切ったり、植えたり、こういうのが入ります。事業はもう民間でやっていますので、入札・契約事務、指導監督というのが入ります。

切った木を販売するという関係する業務は、定型的にできますので、これは独法で行っても支障はないのではないかとこの観点で、こういった観点を独立行政法人化に移行させたいと考えているところであります。

次のページは、国に残す部分について補足説明をしております。先ほど申し上げましたように、4ページ目ですけれども、国有林野につきましては国土の2割を占めているということと、国土保全上重要な脊梁山脈あるいは奥地の水源林が広く分布しています。更に国有林の9割が規制のかかっている保安林ということで、国民の安全・安心といった意味で非常に重要な位置づけにあると考えております。

国民の生命や財産を脅かす土砂崩れの防止でありますとか、洪水の緩和、国民生活に不可欠な良質な水の供給、貴重な生態系や野生動物の生息・生育地の保全という水と緑の国民共通の財産ということでありますので、国がその管理・保全に当たることが必要ではないかと考えております。

次の5ページですが、もう一つ国としてやっていくべき分野であります。治山との関係です。治山治水の関係の事業は、国交省と連携してやっておるわけですが、これは森林法、砂防法、河川法、いわゆる治水三法に基づいて、三位一体で国がこ

れまでずっと責任を持ってやってきたということでもあります。そうした中、国有林というのは最上部に位置しておりますので、これをしっかりやらないと、下流域の方、つまり砂防あるいは河川事業による対策をやったとしても、十分な効果は期待できない訳です。引き続き国有林、砂防、河川といったところと連携しながら、きちっとした対策をとっていくということが必要でありまして、やはりこういう意味でも国がここは責任を持って対応する必要があるのではないかと考えているところでもあります。

以上が本文の説明ですが、参考に職員の年齢を記載してございます。これは6ページ、7ページ目です。

8ページ目には、主な木材の収穫量の推移と治山関係予算の推移を掲げております。木材につきましては、年々減少してきておりますけれども、今後将来的には資源が充実すると考えております。治山事業につきましては、災害によって大きく変動しますので、でこぼこがあるということで御理解いただきたいと思っております。

最後のところに、諸外国の国有林の管理の状況ということで表をまとめてあります。日本、アメリカ、カナダ、イギリス、フランスと書いてありますが、職員はすべて公務員ということになっている状況であります。

そのほか別冊参考資料としまして、今、申しました国有林野の取組み、いろんなことをやっておりますが、そういうことについてまとめてあるところでもあります。

簡単ですが、以上で御説明を終わらせていただきたいと思っております。

座長 それでは、御説明をいただきましたので、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

委員 今の御説明の中でもう少し明確にお教えいただきたいのは、今日のところのお考えとしましては、国に残す業務と独法に移す業務は、どこで区分けするんだという、今の農林水産省幹部の見解を聞きたいということなんです。まずそれをお聞きしたいです。区分けです。

農林水産省 いわゆる国民の安全・安心、あるいは国民の福祉に直結するような根幹的なものについては国に残すと。定型的に一定の方向性さえ出せば業務が遂行できるというものにつきましては、独法に移したいと。こんな考え方です。

委員 独法と国との区分けにつきましては、私どもというか、多分政府の中がそうだと思うんですけども、当有識者会議としては、企画立案に関わる分野と業務の執行の効率化を追及できる分野に分けて考えているので、安全・安心に関わる分野であっても、執行に関わる領域について、やはり独法化ということを考えるべきではないかと思うんですけども、そこはどのようにお考えでしょうか。

農林水産省 我々端的に申し上げますと、今、国に残すといった部分は企画立案の範囲内に入るものだと思っています。それはなぜかと申しますと、例えば治山の事業について申し上げますと、工事につきましては、もうみんな民間に発注してや

っております。何をやるかということ、治山事業ということ何か誤解されるんですけども、治山に関する業務とすれば、まず危険な区域を発見して、そこをどのような対策をとるか。あるいは災害が起こればそれに対してどのような対策をとるか。そういうものを企画立案して、更に施行管理をやって、更にその効果を見極めていくと。国有林は国土の2割という相当広い範囲にあって、条件がさまざま違います。そのそれぞれについて、しかも治山の仕方についても、その状況において工法が違いまして、それぞれに判断していかなければならない。そういう判断が伴うものを継続的にやっていくということになりますので、私どもとしては企画立案の範疇、どこまでをとということがありますけれども、そういう範疇に入ってくるのではないかと。

工事部門につきましては、もうすべて民間という考え方に立っております。

委員 そうするとその区分けでいった場合、この7,000人はどのようになっているのですか。

農林水産省 ここは今、精査をしているところでありますけれども、非常に難しいのは、一人の職員がいろんなこともやっているという実情があります。そういうものをうまくやっていくことについて、事業との見合いで考えていかなければなりません。今いる人たちを分けていくというのはなかなか難しいものですから、改めてどれだけの人数がいるかという精査をしていかなければならないと考えていますので、現段階ではお答えできませんけれども、それは必要最小限のものを国に残して、あとは独法と考えております。

委員 もう一つだけ。さっき安心・安全に関わる治山業務について、もう今やっている仕事が企画立案に関わるんだというお話なんですけれども、企画立案のとらえ方は、やはり現在の各省に任されている独法ですね。それが正しいかどうかというのは、人によって意見が違ふんだけれども、もう少し単に工事とかというものよりも、ある意味裁量もあって、言葉は悪いけれども丸投げした方がより国民にとって効率的になるんだということを考えた場合に、今、御説明の分野について、それは国の業務だと決めつけてしまうことはできないような気もするので、ここらは御検討いただきたいと思います。

農林水産省 先ほど三位一体で事業をやってきているということをお話しましたがけれども、一方の国交省関係の河川、砂防事業というのは、今回の見直しの対象にはなっておりません。これはまさに我々と同じような体制で、国としてやってきております。もし、そういう防災対策全体を独法でもいいんだということだと、この国有林事業にととまらず、もっと広い範囲の議論が必要なのではないかと思います。

我々はそういう横並びも考えると、やはり国がお互いに連携して、調整してやっていくということが必要で、片方が独法だと今までの枠組みと同じような対応がで

きなくなるおそれがあるのではないかと考えています。

委員 林野庁本庁の仕事と森林管理局の仕事と国の業務の仕分けは、どういうふうに整理されているんですか。広い意味では林野庁かもわかりませんが、森林管理局の話なんですか。林野庁の話なんですか。

農林水産省 全体のお話です。私は全体のお話としてさせていただきました。

委員 そうすると、森林管理局はどうなるんですか。

農林水産省 それぞれの業務を林野庁も持っていますし、森林管理局も、その下に林野庁の指導に基づいて行う業務を持っています。下の森林管理事務所も持っています。ですから、我々としては横ではなくて、縦で業務を仕分けしたいと考えています。

委員 企画立案は、林野庁本庁がやるんですね。

農林水産省 林野庁もやっていますし、先ほど申し上げましたように現地の状況に応じて、森林管理局、森林管理署の職員もやっているということです。

委員 現地の状況というのは、すべてそうですね。独法も現地の状況に応じて、それぞれのところがやるんですが、その辺の国がやるべき仕事と、現地の人やるべき仕事がよくわかりません。それは全部やったらいいのかわかりませんが、その説明がよく理解できません。

農林水産省 現地の状況を知らないで企画立案ができないというのは、間違いのないと思います。森林というのは生物が対象でありますので、これは常に変わってきます。例えば、ある建物とか道路とかは、ほとんど永久に変わらないと思うんですけども、森林の場合は常に成長して変わっていきますし、黙っていると極端に悪くなるおそれもあります。さらに自然災害から、あるいは人為的な災害というものの脅威を常に受けています。そういう中でいくと、現場をよく知った独法の人たちが判断をして、それをまた森林管理局に上げると。森林管理局がそれを総合して自分のところの管轄を見て、また林野庁に上げると。林野庁は大きな方針を持っていますから、こういう形でやると。それを現場に当てはめたときどうなるかと。現場は現場の判断が必要で、そこはまさに企画立案に当たると思っています。

委員 何かよくわからないですね。

委員 何かお話を聞いていると、どんな現場も、どんな仕事も、すべての独法が全部企画立案の業務になってしまうんですね。

農林水産省 違います。我々はそういう企画立案以外の部分も当然あると思っ
ていまして、それは木を切ったり、植えたり、そういうことに関するような部分、あるいは木を販売したり、余り判断が要らない部分、そういうものについては当然独法という話になるのではないかと思います。

座長 委員、わかりましたか。

委員 全くわかりません。ただ、現場のことを知らなければそうかもわからな

いけれども、国家公務員でやらなければいけないのかどうかということが分からない。

農林水産省 申しているのは、今、本省は具体的にどんなことをやっているかという、例えば治山事業については、対財務省との予算折衝だとか、あるいは国土建設省との大きな治山計画なり治水計画の折衝とか、そういう大枠のものをやっているんですが、具体的な治山事業になりますと、さっき申し上げましたような森林管理局だとか森林管理署で設計して、それを民間に発注して工事を行うと。こういうことをごさいますて、今のやっている治山事業の部分についての企画立案ということです。

農林水産省 そうです。

農林水産省 恐縮ですが、補足させていただきます。

そのときに、署の段階でも河川とかそういう部局とどういうふうに分担して、1つのところに収めるかということをお互いにやりとりしながら、かつお互いの1つの対策をとって、その上でまたその後の効果をウォッチして、その上でまた次の対策が必要かどうかということもやっていくわけですので、そのところは行政同士できちんと調整していかないと、それが結果としてうまくいかなければ下流の方の災害に至って、そのことによって一番最悪の場合は訴えられるような状態になるわけです。やはりそういう部分というのは現地とそこの署の段階で行政に応じてきちんとやりながら、調整しながら、1つの国民の安全・安心ということを確認していかなければいけない。そういうことなのではないかと思っております。

農林水産省 それと治山事業は、7割が災害復旧関係です。ということは、どこでどうあるかというのがよくわからない。どんな災害があるかわからない。その都度判断していく必要があるということで、国有財産である国有林において機動的に対応するには、国の職員でなければだめなのかなと思います。

委員 そうすると、ほかの独法のことよく研究された方がいいと思います。必ずしもここでおっしゃっているような整備とか販売だけをやっているような独法ではなくて、いろんなことをやっていますので、もう少しよくほかの独法も含めて勉強していただいて、もっと独法に移行できるものがいっぱいあるのではないかと思います。

委員 5ページのところに、国有林というのが山の上にごさいますね。こういうところというのは、やはり公務員の方が実際に現場を見て、そして今おっしゃったように、例えばこういう状況だから、こういう設計でやらなければいけないというような意見具申を林野庁本庁の方へ上げるといったことなんでしょうか。

農林水産省 そういうことをごさいます。

委員 それは公務員でなければできないことなのでしょう。

農林水産省 それは安全・安心につながるような責任持って、国がまずこういう

財産を持って、しかも安全・安心のために直接するような防災、あるいは資源開発とかそういう機能を持っている。そういうものでありますので、それをきちんと国で責任を持って判断する。そういうことができないと、やはり国としての責任は果たせないのではないかと思います。

かつ現場にいる職員には、司法警察権が付与されておまして、例えばそういうことに対して不届き者といいますか悪い人が来て、何か悪いことをすると。機能が低下するようなことをすれば、その時点で警察権を行使して、そういうことはだめだということができる。国であるからこそ司法警察権を持って、財産をきちっと管理できると。それが私どもには負託されているのではないかと考えております。

委員 逮捕されたとか、権力を行使したということは、数多くあるんですか。

農林水産省 これは一罰百戒的な要素もありますので、件数自体はそんなに多くありませんが、毎年必ず出ております。

委員 どれぐらいあるんですか。

農林水産省 2けただと思いますが、3けたにはいっていないと思います。これはむしろ警告的に、中には高山植物を盗採するとか、知床とか屋久島も持っています。この間も屋久島の縄文杉が傷つけられたと思いますけれども、あれは結局だれか特定できなかつたんですけれども、しかし、そういうのを一罰百戒的に出すことによって、警告して減らすというのが大事なので、とにかく全部やればよいということではないと考えております。

委員 たしか平成13年度の統計のあれでいきますと、全国にいわゆる森林組合というのが1,073組合あって、そこにいわゆる組合員数が176万人ぐらいあると私が調べたらわかったんですけれども、いわゆる森林組合を含めたそういうところから従事していらっしゃる方たちの活用によって、例えば山の現場というのは、逆にいうと彼らはそういう点で山というのを物すごくよくわかっているわけです。そういう人たちの活用というのは、ある面では、いわゆる公務員ではなくても、例えばそこにいわゆる非常勤の公務員とか、何かのあれをきちっと出してやれば、できるのではないのでしょうか。

農林水産省 そういう方も当然活用しておまして、現場の職員でいいますと、大体一人の職員、現場で権限を持った人を張りつけているんですが、その人は今、大体山手線の内側の面積を一人当たりで管理しております。そういう制度をドイツであれ、アメリカであれ、大体そういう人が現場にいて、そういう人が権限を持ってやっているというシステムでございます。山手線の内側という六千何百ヘクタールの面積なんですけど、そこら辺は山手線みたいに、東京都みたいに道が全部ついていけばいいんですけれども、ほとんど道がない、しかも高低差のある山で、そういうことを管理しながらやっているんです。これはなかなか大変なわけです。

実際に国有林の境というのは、非常に民有地と錯綜しているところもありますの

で、単純に巡視するとかそういうものについては、もう森林組合とかそういうところへ、あるいは造林、木を植えるとか、そういう仕事はみんな森林組合にどんどん委託をしているわけです。けれども、財産としての基本的な管理みたいな部分は、やはり山手線の内側に一人というのを配置して、司法警察権を付与してきちっとやらなければいけないのではないかと思います。

座長 よろしいですか。公務員であるということの理由は、そう強固たるものなのですか。

委員 今のお話を聞きますと、山手線の内側を云々というと、もうある面では本当に365日、極端なことを言うと車のないところを動き回って云々というと、逆の見方をすれば、もっとたくさんを要求される方が本当ということではないんですか。

農林水産省 今まで何回か改善計画の中で、そういう人員をどんどん減らしてきたんです。そのために面積的には大きくなってきましたけれども、そういうのを前提にそういう人たちを採用しておりますので、基本的に山を歩くのが好きな人たちが入ってきていますので、そんなに苦痛に思わずにいろんなところに行けると。毎日365日行っているかということ、そうではないと思いますけれども、必要なときには行って見てきて管理してくるということですので、そんな膨大な人数が要るかということではないと。今の人数でも大方やっていけるということです。

農林水産省 今はGISとかGPSとかも発達して、そういうのも取り入れて、かつ先ほど言われました地元の森林組合とそういう作業とか、権力行使に直接関わらない単純作業みたいなところは、もうすべてそういうところにお任せをすることで、今、取り組んでできております。

委員 国有財産の管理・保全ですけれども、これについても企画立案というのは相当限られてくるのではないかと。林野庁のところで中期計画をしっかり立てて、あとは独法に中期目標を立てさせて、しっかりそれをモニタリングしていくというやり方で十分対応できると思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

農林水産省 今の森林計画の制度を申し上げますと、国が全国1本で全国森林計画というものを立てております。それに基づきまして、都道府県知事、これは同じ流域で立てるんですけれども、都道府県知事が立てる地域森林計画。それと国有林につきましては、同じ流域で、森林管理局長が立てる地域別の森林計画というのがあります。

国の方針というのは、非常に大きい方針です。それも木を切る、植えるだけの計画と思われたらちょっと勘違いされると思うんですけれども、保全対策なども含めた全体的な計画になっております。それを受けてどうやっていくか。これはまさに地域が現場をpushしてつくっていかないと、例えば広葉樹をもっと増やさないといけない大きな方針として出すと。どこに広葉樹をやった方がいいのかと、どのくらいできるのか、これは現場に近い方でないと、なかなか判断できないということでもあります。

ので、そういう基本的な考え方を受けた、更に地域での基本的な考え方は、やはり独法ではできないと思っています。

委員 今の委員の御質問に関係するんですけども、独法ではできないとお考えなんですけれども、例えばブナを何本植えるということを国が決めて、それを目標として設定してやらせているというのもあり得ると思います。だから、そういう意味では企画立案という言葉の使い方が、多分まだちょっとこなれていないような気が私はして仕方がありません。

それと先ほどの森林官のお話なんですけれども、これは一人で山手線ぐらいのところを見ていて、不法な者が何かをやったといったときに、警官のようにこん棒とかピストルは持っておられるんですか。そうすると何かあったときには、やはり警察にお願いをしなければだめですね。

農林水産省 重大なときはですね。

委員 そうすると、本当に山の好きな人たちでボランティアでといったらちょっとあれだけでも、ボランティアかもわからないし、見て回っていて、やはり国民の財産である国有財産を大事だと思われる方はたくさんいると思います。そういう方がおっと言って、あるいは今だと携帯で警察に電話をして知らせるということでも機能は果たせるかもしれないですね。だから、ずばり聞いていますけれども、こちらのところはいかがなんでしょうか。

農林水産省 司法警察権を行使するときに、司法警察認証を携行しまして、普通の組織的な暴力、特にこれを全部盗んでしまおうみたいな相当危ないケースの場合を除いては、大体それで通用しております。

そうではなくて、本当に悪質な特別な人が来てやるような場合は、当然これはチームを組んでみんなで行かないといけないものですから、しかもそれはもう予防線を張っていて、来るときには待ち伏せをしてやらなければいけませんので、それはそういうときにやっています。両方あります。

委員 公務員でなければ、やはりだめなんですか。

農林水産省 それはやはりそういう司法警察権をきちんと行使するという意味で、ですけども、それは普通の人、例えば地元の人が我々に通報してきます。通報してきて我々がやることができる分野ですので、地元の人がその人を直接やったとかは全然話にもなりませんので、重い場合は、本当に危ない場合といいますか組織的に、こういうのも何件かたまにあるんですけども、それらはやはり警察とチームでやっています。

委員 おっしゃったように、国が森林官として業務を行っているということは、もしそこで事件が起こった場合は、国が責任を取るということですね。

農林水産省 そうです。

委員 それの取り方というのは、どうなっているんですか。例えば木材泥棒が出

たと。損害が出たと。これは通報したら責任を果たしたことになるんですか。

農林水産省 自分たちで調書を上げまして、それを警察庁の方に持っていくということになります。

委員 ちょっと待ってください。現行犯逮捕は、民間人に認められていないですか。

農林水産省 私どもは現行犯逮捕でやっています。

委員 だから、民間人に認められていますよね。

農林水産省 民間人にといいますと、どういうことですか。

委員 民間人です。いわゆる警察官ではなくて、現行犯逮捕というのは、民間人で認められていませんかということです。

農林水産省 民間人同士というのは、なかなか実態的にはできないと思っております。

委員 それはちょっと認識が違うと思います。民間人でも現行犯逮捕はできます。

農林水産省 でも、それはクローズドのそういうところだと。

委員 クローズドとはどういう意味ですか。

農林水産省 ですから、私どものところは自分たちの財産がありまして、それについてよその人が入ってきて悪さをするということですので、従業員、主従関係といいですか、明確に施設の者があって、それでそこがそういうふうに行っているものとはちょっと違う気がいたします。

委員 申し上げておきますけど、一民間人としての権限以外には何も権限はないのです。

農林水産省 恐らく現行犯であればできると思うんですけれども、通報するという形になると思うんですけれども、我々はちゃんとそこを立件して。

委員 ですから、民間人の云々の問題で私は論議をしたくはないんですけれども、だから公務員でなければならぬんだということの理由としては、非常に薄弱ではないかということを感じているだけです。

農林水産省 今の司法警察官の話は置きまして、3ページの「今後の主な国の業務」のところの「・国有財産としての国有林野の管理・保全」ということなんです。が、実は国有林野というのは762万ヘクタールぐらいありまして、これについてはよく地元の市町村、あるいはいろんな公的団体からの国有林野について国有財産として貸し付けたり、売り払いがありまして、その場合についてはやはり公務員でないと判断できませんので、そうした売り払いとか貸付けは森林管理署なり森林管理局でやっておりますので、そういう意味合いで、やはりその部分は公務員としての資格が、どうしてもここは必要だということをお理解いただければと思います。

委員 5ページ目の「2.国民の安全・安心の確保」というところで、文章で3行目に「最上流（国有林野）の備え（治山）を行うことなく、中下流対策の十分な

効果は期待できない」と。これはそのとおりだと思います。

だから、5ページ目の図で何が重要かということ、国有林が一番上にあって、正確にいうと比率は低いけれども、公有林もあります。民有林もあると。これが面全体として管理されていないという問題が一番問題であって、ということは、この地域全体として何らかの森林、例えば国有林も民間に委託していますけれども、公有林も民間に委託していますね。民有林も別のやり方でまた民間に委託をすると。そうすると地域全体として、同じ森林なのに別々に委託をする形で管理をするという問題が起こるわけです。

そういうところは、先ほどの独法がいいかどうかとか、いろいろ議論はありますけれども、地方も含めてこういう面全体として何かの森林の管理をするという議論というのをしないと、結局北海道でも大量流出したのがありましたね。あれは国有林の話でいくと、川に流れ出た木材をこれは国有林の森林なのか木なのか何なのかという、そういう話から始まって、あのとき国有林が一番多かったですね。それは面積が広いということがあった。結局あれはもう全部一括して道庁が処理するという形になったと思います。それはやはり全体としての面、市町村も含めて面としての管理がなされていないと。それは公務員が行っているとか、そういう問題ではなくて、機能として面全体の管理をどうするかの問題だと思います。だから、それを考えないと、幾らこういう御主張をされても、全体として安全・安心にはならないんです。

農林水産省 そこはおっしゃるとおりで、そういう事例も出てきていますので、それは民有林、国有林を併せて連携してやっていく必要があると。そういう事業も新たに始めています。総合的な治山対策。今後そういうものをもっと拡充して、全体としてしっかり守れるような、水系全体で対応できるようなことを考えていかなければならないと思っています。

委員 抜本的に何かをやる主体を変えた方がいいのではないですか。連携、調整というのは、今までもやっていたはずで、結局それは先ほどの企画のところだという御主張なわけですね。ただ、それが十分に機能していなかったから、問題が起きてきているわけで、それは主体といったようなところを変えていくという議論がやはり必要なんだろうと思います。

これはちょっと大きな話になって、分権の話にもなってしまうんですけども、安全・安心ということで、国が最上流をやっているからということだけでは担保できないというのは、御理解いただけますね。

農林水産省 はい。

委員 2ページのあれですけども、人数で「定員内」と「定員外」というのがありますが、これは個別にあなたは定員外の人とか、そういうふうに決まっているんですか。

農林水産省 これは採用から違います。

委員 概念的に独法に移すという話を聞いたんですが、独法に移る人は定員外の人ということなんですか。

農林水産省 いや、それに限られておりません。業務に応じて仕分けしますので、そういう業務に携わっている人は、定員内も外も含めてということで考えております。

委員 そうすると、そのオーダーが全然わからないんですが、7,000人のうち50人が独法なのか、5,000人が独法なのか、その辺についてお教えいただけますか。

農林水産省 そこは今、精査しておりますけれども、定員外の方々については、定員化は恐らくできないと考えています。そういう意味では、定員外の方は独法移行の対象になるのかなど。

あとは業務に応じて判断していかなければなりませんので、もう少し時間をいただきたいと思います。

委員 そうすると多くて半分ぐらいというイメージなんですか。

農林水産省 ちょっと精査させていただかないと、いろいろと相談をしながらやっていかなければならないものですから、御理解いただきたいと思います。

委員 そこが話を聞いていておかしいと思うのだけれども、もう一つは、やはりどうしても企画と執行機関、実施機関としての独法というところの仕分けの感じが、どうも今まで我々がいるんな独法の話に付き合ってきた感じとちょっと違うんです。例えば水資源機構は、非公務員型ですけれども、ダムまでつくったりしてやっていますね。今のお話を聞いていると、非公務員の独法が企画も全部やってしまっているみたいな感じになるわけですね。そういうことがあるもので、したがって今、精査中という場合に出てくる結果というのが物すごく通常の独法とは違った仕切りの、なるべく国家公務員の数を残したがるような、こんな言い方をしてごめんなさい、そういう仕切りになってくるのではないかという感じがどうしてもしてしまうんです。その辺の仕切りの感じというのはどうでしょうね。

農林水産省 今のお話の水資源機構ですけれども、これは特定の分野、利水のためにやって、防災対策ではないです。結果的に洪水調整で出てくるかもしれませんが、いわゆる治山、防災という意味とすれば、ちょっと性格が違っていると思います。

水資源機構にどういうものが当たるかということ、林野関係では緑資源機構が似たようなものかなと思っています。

委員 緑資源機構も問題ですね。

農林水産省 そういう意味では、できるだけ残そうとかそういうのではなくて、業務の性格に応じた形で切り分けていきたいと思っています。

委員 今の委員の質問に関連するんですけれども、昔省庁再編のときに、この分

野というか国有林管理というのは環境省に統合して、国土保全省みたいなものを私は取材したことがあるんですが、それになっていたらどうなっていたかというのはともかくとして、これを見ていますと、今、委員も言ったけれども、本当に我々が今まで独法やいろいろなものをずっと長くやってきたんですけれども、こういうことであれば、むしろ公務員であるという今のあれはわかりましたけれども、森林管理局以下全体をむしろ独法にぼんと移して、そこでそういう企画立案の部分を持っているからというのではなくて、そこで全体を管理するみたいなことをした方が、わかりやすいのではないかと思います。例えば屋久島と自然遺産とか、この部分が言わば保全だから国であって、独法にする森林整備は、森林の利活用をとにかくやるうということ、つまりそういう分け方をされると、私なんかは森林を利活用する、保全をする、それで結局山を木を管理して、そういうような形を感ずると、保全であってもあれであっても、基本的には同じようなことなんだと。

もちろん公務員でなければというのは、さっきの幾つかの森林警察の問題、あるいは森林官の問題とかわかるんですけれども、やはりその業務の切り分けということよりも、むしろ抜本的に森林管理局以下の5,000何人を全部というのではないんですけれども、全体的にやはり独法として移すような、そういうような発想をしないと、何か物すごくでき上がった独法というのが、何か非常にこじんまりしたような感じが、想定なんですけれどもいたします。まだこれから査定をなさるんですけれども、そういうイメージがするので、業務というものの切り分けと国がやるあれですけれども、やはり木をどういうふうに保全し管理しという総合的なものでお考えいただければ、むしろ森林管理局以下のあれをどっと1つのものに持っていくというような、大胆なお考えをされてもいいのではないかなと思えました。

委員 関連ですけれども、独法は整備と販売等の定型的な業務という回答で、しかし実際に現場の森林事務所などは複数の業務をやっているから、なかなか仕分けができないだということなんですけれども、確かにそうだと思います。一番現場の森林官は定型的な木材の販売とかをやっている一方で、保安、立ち木の管理とか見回りをやっているわけで、そうするとその業務を分けても、そこに1人か2人しかいなかったら、こっちは独法の人、こっちは公務員の人というのが、かえって非効率になるのではないかと。むしろそこはもうパッケージで考えた方が効率的なものでないかという感じがします。

農林水産省 組織で切り分けるというのは、そもそも特別会計の方の見直しは、一般会計にいくもの、独法にいくもの、これは業務によって切り分けるという話になっています。そういうことでいかないと、何かおかしな結果になって、組織でここから下は独法だと。何でもかんでもやっていると。こういうことはやはりおかしいのではないかと。まず業務を見極めて、それを一般会計でやるか、独法でやるかというのを、それは上から下まで全部いかくどうかというのは別だと思えますけれ

ども、そういう業務の切り分けがあって、物事を考えていかないとか何かここから先は独法でいいんだというのは、やはり論理的にはおかしいと思います。

委員 基本的にいうと、実施がないと企画立案ができないという御説明が私は逆に納得できません。そうしたら独法の制度がおかしいということになりますね。それは指導の話ではなくて、連携の話です。目標をつくってちゃんとやらせるわけですから、実施の部分が確保できないと情報が入ってこないの、企画立案業務に支障が出るというような言い方というのは、極めておかしいと思います。だから、独法制度を勉強されていないのではないかと思います。

農林水産省 ですから、実施の部分というのは、森林整備とか木材はみんな実施ですので、そういうのは全部独法にいくと思っているんですが、治山の部分だけは、要は財産そのものの状態をきちんといい状態にして持たなければいけないと。地べたに関するものが、下流域にも影響が出て、ほかの行政とも連携を取りながら、安全・安心の部分だけを確保しなければいけないという意味で、治山の部分だけという話を申し上げているつもりでございます。

座長 いろいろと御意見を頂戴しておりますけれども、御意見、議論の中心というのは、独法の範囲、いわゆるどこまでどう独法に持っていくか。委員のおっしゃるとおり、途中で分けたらおかしくなってしまうということですが、本庁の企画立案機能を除いて、私は全部思い切って独法に持っていくと。非公務員化するというところへ移行すべきだということで、皆さんの意見がはっきりはおっしゃっていないけれども、そっちの方向へきているのではないかと感じます。

ですから、そういった独法化の方向で、農林水産省の方としても御検討を願いたいと思います。それが委員の意見ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日の議論は、今月末の中間とりまとめに反映をさせていきたいと思っています。ですから、今日の指摘を踏まえて、一層の定員の削減ですとか独法化の問題などを御検討願いたいと思います。

そして、次回のヒアリングは来月4月にもう来ていただくことになると思いますので、よろしくお願ひします。きちっとした結論を出していただくよう要望を申し上げて、今日の議論を終わります。

農林水産省 本日は御意見として承りますので、また中でいろんな問題があるかと思っておりますので、また再度御説明させていただければと思います。

(農林水産省森林管理関係者退室)

座長 それでは、本日の「行政減量・効率化有識者会議」は、これをもちまして終了といたします。

委員の皆様方には、精力的に御議論をいただきありがとうございます。

次回の会議は、各省ヒアリング第2回目とともに、採用抑制・配置転換等の枠組

みの検討状況について、事務局から説明を予定しております。次回会議は、3月16日木曜日、9時から、今回と同じくこの会議室で開催をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。細かいことは、事務局の方からあれば御連絡を申し上げます。それでは、どうもありがとうございました。

～ 以 上 ～